

令和2年陸別町議会3月定例会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年3月10日	午前10時00分	議長	本田 学	
	散会	令和2年3月10日	午後3時23分	議長	本田 学	
応（不応）招議 員及び出席並 びに欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲○ 公務欠席を示す	1	中村佳代子	○			
	2	三輪隼平	○			
	3	久保広幸	○			
	4	谷 郁 司	○			
	6	多胡裕司	○			
	7	渡辺三義	○			
	8	本田 学	○			
会議録署名議員	谷 郁 司		多胡 裕 司			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 庄野 勝 政			主任主査 竹島 美登里		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	野 尻 秀 隆	教 育 長	有 田 勝 彦		
	監 査 委 員	飯 尾 清	農業委員会長（議員兼職）	多 胡 裕 司		
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	早 坂 政 志	会計管理者・町民課長	棟 方 勝 則		
	総 務 課 長	芳 賀 均	産業振興課長	副 島 俊 樹		
	建 設 課 長	清 水 光 明	保健福祉センター次長	丹 野 景 広		
	国保関寛齋診療所事務長	（丹野景広）		総務課参事	高 橋 直 人	
	総務課主幹	菅 原 靖 志				
教育長の委任を受けて 出席した者の職氏名	教 委 次 長	空 井 猛 壽				
農業委員会会長の委任を 受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	瀧 口 和 雄				
選挙管理委員会委員長の 委任を受けて出席した 者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					

会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

◎議事日程

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	1	教育委員会委員の任命について
4	2	陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の 基準に関する条例の一部を改正する条例
5	3	陸別町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正 する条例
6	4	令和元年度陸別町一般会計補正予算（第8号）
7	5	令和元年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（ 第1号）
8	6	令和元年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補 正予算（第4号）
9	7	令和元年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
10	8	令和元年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号 ）
11	9	令和元年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4 号）
12		令和2年度町政執行方針・令和2年度教育行政執行方針

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

○事務局長（庄野勝政君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてる、あたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

◎開会宣告

○議長（本田 学君） ただいまから、令和2年陸別町議会3月定例会を開会します。

会議に先立ち、事前に申し上げます。

本日、町広報に使用するため、町民課広報担当職員による写真撮影を会議規則第第103条の規定に基づき、議長により許可しておりますので御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（本田 学君） 町長から、行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 12月定例会以降、本日までの行政報告を申し上げます。お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。口頭で2件御報告申し上げます。

1件目は、新型コロナウイルス関係についてであります。

我が国では、1月15日に国内1例目の感染者が確認されて以降、全国に感染が広がり、2月20日には政府の感染対策に関する基本方針が示されました。

北海道では感染者が増加する中、鈴木知事が感染防止対策として全道の学校に一律休校を要請する考えを表明し、全市町村に通知され、その後2月28日から3月19日までの緊急事態宣言が行われたところでもあります。

当町では、2月25日に庁舎内の連絡窓口と電話対応の統一を図ることを決定するとともに、住民周知を行うこととし、2月28日と3月6日には住民向けのチラシを町内回覧したところでもあります。

また、町職員に対しては、町が主催し特に町外の方が参加されるような会議、イベント、講演会、行事、さらには職員の町外への出張などにつきましては、国の基本方針などを踏まえ、その必要性を勘案し、中止、延期を含めて検討するよう指示し、現在多くの事業を中止、または延期したところでもあります。

また、公共施設などでは、陸別保育所は保護者、その他の者が真に児童を保育できないと認められる場合の保育施設であることを鑑み、通常どおり開設することとしましたが、保健センター内で実施している子育て支援センターは3月2日から31日まで休止とし、保健センターの軽運動施設、高齢者交流センター、ゲートボール場、ふれあいの郷は3月2日から15日まで休館とすることにしました。

天文台につきましても、町外の方の利用も多いことから周知期間を設け、通常の休館日を含めて3月2日から17日までを休館することとし、3月2日までは小グループに分けて案内するなど、感染予防に留意したところでもあります。

診療所、保健福祉センターでは、感染が疑われる方が発生した場合の対応策について、保健所などの関係機関と協議をしております。現在のところ、町内における感染者は発生しておりませんが、発生した場合は直ちに対策本部を立ち上げ、その対応に当たることとしております。

なお、学校や教育施設に関することにつきましては、後ほど教育長から報告がありますので、省略させていただきます。

2件目につきましては、公用車による2件の事故についてであります。

一つ目は、本年1月9日木曜日午後7時5分ころ、町職員が運転する公用車が町内宇遠別のイベントセンターでの用務を終え同所を出る際に、先に駐車していた私用車の左側面に衝突する事故が発生しました。

二つ目は、本年1月30日木曜日午前8時30分ころ、町内東1条2区のモータープール構内におきまして、町職員が運転する公用車が、除雪作業のため車両庫より出庫し、町道に出るために右後方へ旋回した際、構内に停車中の私用車の右側面に衝突する事故が発生しました。

2件とも私用車側には乗車中の方がおらず、公用車を運転する町職員にもけがなどはありませんでしたが、いずれも不注意による事故であり、今後このようなことがないよ

う嚴重に注意したところであります。まことに申しわけありませんでした。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

なお、お手元にお配りしております事業、業務、工事等の発注一覧表につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で終わります。

◎教育関係行政報告

○議長（本田 学君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申し出があります。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 12月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告につきまして、書面のとおりであります。書面の中から1件、口頭で2件報告いたします。

まず、書面の中から1件報告いたします。

1月3日令和2年、陸別町成人式をタウンホールで挙行いたしました。

対象者39名のうち、23名が出席をいたしました。式辞の後、野尻町長、本田議長から心のこもったお祝いの言葉をいただきました。会場では、御家族の皆様とともに新成人の門出をお祝いしたところであります。

次に、口頭で2件御報告いたします。

1件目は、今シーズンの雪不足への対応です。

1月8日オープンの予定でありました町民スキー場は、雪不足のため2週間おくれの1月22日にオープンいたしました。御利用者の皆様には、大変御不便をかけたいたしました。

また、3月8日日曜日に開催を予定しておりました、第26回日産カップ陸別歩くスキーの集いにつきましても、日産試験場側より雪不足のため開催が困難であるとの打診を受け、大変残念ながら中止とさせていただきました。

2件目は、新型コロナウイルス関係のうち、学校、教育施設の対応についてであります。

2月26日、北海道教育委員会教育長より2月27日から3月4日までの7日間、町内小中学校の臨時休業の要請通知があり、教育委員会、校長・教頭会と協議した結果、同日付で要請どおりとする決定をし、2月27日から3月4日までの7日間、陸別小学校と陸別中学校を臨時休業といたしました。

その後、2月28日北海道教育委員会教育長より、学年末休業日前日まで臨時休業する旨のさらなる要請通知がありました。この件も同日付で要請どおりとする決定をし、書面に記載のとおり3月24日まで臨時休業期間を延長することといたしました。

この間、学童保育所は、小学校長期休業中の期間と同様に午前8時から午後6時15

分まで1日開所をし、希望者の受け入れをしているところであります。

また、教育施設につきましても、感染拡大防止のための取り組みをしています。一般町民に開放しています体育館を含めた学校施設は、2月25日から4月8日まで利用を中止し、公民館、関寛斎資料館は2月29日から3月31日まで臨時閉館、町民スキー場は前倒しをして2月26日にシーズン開放を終了いたしました。

今後も感染拡大防止に向けて取り組んでいくことといたします。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（本田 学君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番谷議員、6番多胡議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（本田 学君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については3月6日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○6番（多胡裕司君）〔登壇〕 令和2年陸別町議会3月定例会の運営について、3月6日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について御報告をいたします。

まず冒頭において、現在北海道を初め、全国的に感染の拡大がとまらない新型コロナウイルスによってお亡くなりになりました方々の御冥福と御遺族の方にお悔やみ申し上げたいと思います。また、この新型コロナウイルスは人々の健康だけではなく、日本の観光や経済までもむしばんでおります。この状況を打開するには、感染防止の確立や一日も早いワクチンの開発が求められており、この事態が一日も早く収束されることを願うばかりであります。

さて、今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、教育委員会委員の任命1件、議決案件4件、条例関係8件、補正予算6会計、新年度予算7会計の合わ

せて26件であります。

議会関係では、一般質問3名、意見書案2件、決議案1件、発議案1件及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、当町議会においても新型コロナウイルスによる不測の事態にも対応できる会議日程とし、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から3月19日までの10日間とし、3月14日と15日の2日間は休会にすることと決定をいたしました。

なお、3月16日から19日につきましては予備の日とし、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り会議を開くことに決定をいたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては一括して行うことにいたしました。議案第4号から議案第9号までの令和元年度各会計補正予算6件と議案第10号から議案第11号までの町道路線の廃止及び町道路線の認定の2件と議案第16号から議案第19号までの条例の改正4件と議案第20号から議案第26号までの令和2年度各会計当初予算7件については、提案理由の説明をそれぞれ一括して受けることとし、なお、議案第10号及び議案第11号に限り一括質疑とし、他の議案においては従前同様、質疑、討論、採決は各会計、議案ごとに行うことにいたしますので、御了承をお願いいたします。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、さらなる特段の御理解と御協力をお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から3月19日までの10日間としたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月19日までの10日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行いたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学寛君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

◎日程第3 議案第1号教育委員会委員の任命について

○議長（本田 学君） 日程第3 議案第1号教育委員会委員の任命についてを議題と

します。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第1号教育委員会委員の任命についてですが、現委員のうち1名が令和2年3月31日をもって任期満了となりますので、議会の同意をいただき任命しようとするものであります。

平成24年4月1日から教育委員会委員として御尽力いただいております西岡愛則氏を引き続き任命したいと考えております。

住所は、陸別町字止若内3番地。生年月日は、昭和28年4月2日生まれの満66歳であります。

西岡氏は、昭和50年3月に酪農学園短期大学を卒業され、卒業後は家業の酪農業を後継し、現在に至っております。西岡氏は平成24年から教育委員として現在2期目でございますが、教育振興に積極的に取り組んでいただいております。人物、識見とも申し分なく、人格も高潔と考えておりますので、ぜひ御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により、討論を省略し、これから議案第1号教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は同意することに決定しました。

**◎日程第4 議案第2号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例**

○議長（本田 学君） 日程第4 議案第2号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第2号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例であります。

議案第2号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令、令和元年内閣府令第8号の誤り訂正及び文言の整理をするため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第2号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず、この条例の経緯をお話しさせていただきますが、この条例は、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連三法に基づき実施される幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の一層の充実、待機児童の解消等を目指した子ども・子育て支援新制度によって平成26年9月定例会で御承認いただき制定し、その後昨年9月定例会において一部改正を行ったもののさらなる改正となります。

その際にも説明させていただきましたけれども、この基準については法によって各自治体で整備しなければならないものであるものですが、あくまでも認定保育園、幼稚園、認可保育所等の運営基準でありまして、現在陸別町の運営する保育所、いわゆる認可外保育所が適合しなければならない基準ではありませんので、条例の説明はごく簡単に概要の説明とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

なお、議案説明書の1の1から1の11に新旧対照表をつけておりますので、御参照ください。

先ほども申し上げましたけれども、本条例は9月定例会において御承認いただいたものの一部改正であります。定例会のその前後になりますが、議案提出後の令和元年8月30日付の官報82号と9月25日付の同第98号において子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令と、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が訂正、簡単に言わせていただきますと、先に出した内閣府令が間違っていたので、今回訂正しますよという通知がありまして、それに伴いまして影響のある部分を今回改正させていただくというものであります。

大変申しわけありませんけれども、それと同時に本条例に附則していた文言の追加など字句の訂正についても、この機会にあわせて行いたいというものであります。

この字句の訂正等につきましては、必ずしも追加ですとかしなければならないというものではないものも含まれておりますが、できる限り基準府令に即した形に整備をしたということでございますので、御了承いただきますようお願いいたします。

今回の内閣府令の訂正による改正は、官報82号に関する部分になるのですが、国の基準の中で附則第3条の部分、陸別町では附則を定めてはなく、第3条ではなく項立て

でやっておりますので、直接条文的には関係がございませんけれども、その第3条の取り扱いが「条を削る」から「条を削除」に変更されたことによって条項ずれが起きております。これに伴いまして、町条例ではその条項を引用している部分がございますので、その引用部分について改正するものがあります。

この部分に関して、その条項ずれに関しましては議案集めくっていただきまして、3ページの5行目の後段から6行にかけて読み上げます。同条第8項中、「附則第4項」を「附則第5項」に改めるという文言、ここが改正となります。実は、この内閣府令の訂正による改正はこの1カ所のみで、あとはさっき述べたとおり附則する文言の追加と字句の訂正となるものでございます。

今申し上げました第42条第8項につきましては、資料集では1の7の後段のほうにその記載が載っておりますので御参照ください。あわせて今申し上げたとおり、内閣府令の改正、訂正によるものは今の部分のみでありますけれども、残りの部分の訂正につきましては申しわけありませんが、資料のほうの新旧対照表等をごらんいただきたいと思っております。

附則を定めておりますので読み上げます。

附則。この条例は公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用するであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第2号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号陸別町道路の構造の技術的基準等を定める
条例の一部を改正する条例

○議長（本田 学君） 日程第5 議案第3号陸別町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第3号陸別町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例についてですが、道路構造令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所要の改正及び文言の整理を行おうとするものであります。

内容につきましては、建設課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） それでは、議案第3号陸別町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

今回の改定につきましては、国土交通省で定めております道路構造条例の一部に改正がありました。

改正の内容としましては、新たに整備する道路における自転車通行空間の確保を推進するため、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として、自転車通行帯を新たに規定するとしております。この改定に伴いまして、当町でも定めております道路の構造の技術的基準等の定める条例におきまして、この部分を同様に内容改正していくものであります。

それでは、説明につきまして議案説明書の資料ナンバー2-1から2-4までを御参照いただき、この中で説明をさせていただきたいと思っております。

新旧におきまして、右側のほう旧条例の第4条の中で、第4条の3行目「次条から第46条まで」に定めるところによるというふうになっておりますが、この部分につきまして引用する条例のほうを訂正させていただきたく「次条から第45条まで」というふうに改めさせていただきいております。

続きまして第5条につきまして、1行目「車道（副道、停車帯）」の次に今回の改定となります「自転車通行帯」を新たに加えております。

続きまして、第5条第5項、2行目のところの「車道」という部分の後ろに「（自転車通行帯を省く。）」を追加しております。

また、同項の中で第36条の部分におきまして、「第36条」の規定に乗るという内容になっておりましたが、ここを「第35条」という形に改正させていただいております。

続きまして、第7条第2項の部分「副道」という言葉の後に「（自転車通行帯を除く。）」を加えております。

また、第9条の後に新たに1条をつけ加えておりまして、（自転車通行帯）につつま

して第9条の2としまして、自動車及び自転車の交通量が多い第3種または第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、道路の左端寄り（停車帯を設ける自動車道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2項、自転車の通行交通量が多い第3種もしくは第4種の道路または自転車及び歩行者の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路（これらの道路にあって自転車道路を設けるもの及び前項に規定する道路を省く）には安全かつ円滑な交通を確保するため、自転車の通行帯を分離する必要がある場合においては、車道の左寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においてはこの限りでない。

3項、自転車通行帯の幅員は1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4項、自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

ここまでが新たに追加された1条であります。

この後、第11条、2行目、「又は第4種の道路の部分」を新たに「（第4級及び第5級を除く。次の項において同じ）または第3種、第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」というふうに改めさせていただいております。

同条第2項におきまして3行目「道路」の部分「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改めさせていただいております。

第12条、2行目、「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」という言葉を加えさせていただいております。

第13条、5行目、「自転車道」の次に、「若しくは自転車通行帯」を加えさせていただきます。

続きまして資料ナンバー2-3。

第33条第3号、2行目、「その区間の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加えております。

第42条、7行目、「第9条第1項」の次に「第11条第1項及び第2項」を加えております。

第43条の6行目、「第9条」の次に「第9条の2第3項」を加えております。

また、同条第2項におきまして、5行目、「第9条」の後に「第9条の2第3項」を加えております。

以上までが今回の改正点であります。

それでは、議案書、議案第3号のほうに戻らせていただきまして、この改正内容につきまして、附則がついておりますので、附則を読み上げさせていただきます。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明の報告を終わりたいと思いますが、以後、御質問によってお答えしてまいりたいと思いますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（本田 学君） これより、質疑を行います。質疑はありますか。

4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 改正することによって自転車が安全に走行できるということだと思っておりますけれども、町道において、この改正によって改修したり改造したり、そういうようなところがあるのか。また、自転車道を改めて自転車帯を設けるとか、そういったこといろいろ生じてくると思っておりますけれども、大体大枠でいいですから、あるとすればどういう場所でどれぐらいの改造が必要なのか。また、経費はどれぐらいなのか見積もっておりますか。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 今回、国のほうで自転車通行帯に関する改めた規定を設けているということなのでありますが、今現在当町のほうにおきましては、自転車の専用道を含めまして自転車の走行についての特別な走行帯的なものを計画等をしてはおりません。

北海道においてはなかなか冬季間ということもありまして、通年なかなか利用できる施設ではないということもありまして、整備というのが改めて大きく行われているのはごく一部だというふうには聞いておりますが、ちょっと当町のほうでは今のところまだ計画等はしておりません。

○議長（本田 学君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第3号陸別町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

- ◎日程第 6 議案第 4 号令和元年度陸別町一般会計補正予算
(第 8 号)
- ◎日程第 7 議案第 5 号令和元年度陸別町国民健康保険事業勘定
特別会計補正予算(第 1 号)
- ◎日程第 8 議案第 6 号令和元年度陸別町国民健康保険直営診療
施設勘定特別会計補正予算(第 4 号)
- ◎日程第 9 議案第 7 号令和元年度陸別町簡易水道事業特別会計
補正予算(第 5 号)
- ◎日程第 10 議案第 8 号令和元年度陸別町公共下水道事業特別会
計補正予算(第 3 号)
- ◎日程第 11 議案第 9 号令和元年度陸別町介護保険事業勘定特別
会計補正予算(第 4 号)

○議長(本田 学君) 日程第 6 議案第 4 号令和元年度陸別町一般会計補正予算(第 8 号)から日程第 11 議案第 9 号令和元年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 4 号)まで、6 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第 4 号令和元年度陸別町一般会計補正予算(第 8 号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 6,992 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 7,052 万 8,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 5 号令和元年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 1 号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,307 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4,447 万 8,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 6 号令和元年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第 4 号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 324 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2,190 万 1,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 7 号令和元年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第 5 号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 153 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,067 万 8,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 8 号令和元年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 207 万 6,000 円を

減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,904万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第9号令和元年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,254万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億285万6,000円とするものであります。

以上、議案第4号から議案第9号まで、6件を一括御提案させていただきます。内容につきましては、副町長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、議案第4号から第9号まで一括して説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、各会計共通して各事務事業の確定、あるいは確定見込み、それから入札執行による残額などによる減額が主な内容となっております。

これらの内容につきましては、簡略に説明をさせていただきますが、一部予算不足や繰越明許による増額の補正も計上しておりますので、その辺の説明をしていきたいと思っております。あらかじめ御承知いただきたいと思っております。

また、議案説明資料についてであります。一部予算計上の順番どおりとなっていない場所がございます。説明の中でその都度資料番号を申し上げますので、御確認をお願いしたいと思います。

それでは、議案第4号の説明から始めさせていただきます。

1ページをお開きください。

議案第4号令和元年度陸別町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の既定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加、変更は、「第4表地方債補正」による。

それでは、これより事項別明細書によりまして説明をいたします。

歳出から説明したいと思いますので、歳出21ページをお開きください。

2、歳出です。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費 2 3 4 万円の減額の補正であります。1 節報酬は、議員報酬 1 4 4 万 8, 0 0 0 円の減額。3 節職員手当等は、議員期末手当で 1 8 万 7, 0 0 0 円の減額であります。期末手当の支給率の改定により支給額が増となりましたが、1 節、3 節ともに任期途中で議員 1 名の逝去に伴いまして減額となっております。9 節旅費、費用弁償と普通旅費合わせて 5 5 万 7, 0 0 0 円の減額。1 1 節需用費は、消耗品費 3 万 9, 0 0 0 円の減額。1 2 節役務費、筆耕翻訳料 1 0 万 9, 0 0 0 円の減額は、いずれも確定見込みによる減額であります。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 6 5 万 2, 0 0 0 円の補正であります。4 節共済費は、臨時事務職員の社会保険料の確定見込みによる 2 万 7, 0 0 0 円の補正。1 9 節負担金補助及び交付金は、長期の臨時職員等の児童手当拠出金の確定見込みにより 4 万 1, 0 0 0 円と、それから次のページに行きまして、北海道自治体情報システム協議会の負担金は、人事給料システムの会計年度任用職員制度対応に係る費用などで 5 8 万 4, 0 0 0 円、合わせて 6 2 万 5, 0 0 0 円の補正であります。

2 目文書広報費 5 0 万 1, 0 0 0 円の減額補正につきましては、1 5 節工事請負費で防災行政無線整備事業の確定による減額。

4 目会計管理費 2 0 万 5, 0 0 0 円の減額につきましては、1 2 節役務費、窓口収納の取り扱い件数の減に伴う手数料の減額であります。

続きまして、5 目財産管理費 2 億 9, 1 6 0 万 2, 0 0 0 円の補正であります。1 3 節委託料につきましては、農道整備に伴う光伝送路移設工事の確定による 1 6 万 9, 0 0 0 円の減額、地籍図修正業務の確定による 1 3 3 万 6, 0 0 0 円の減額、合わせて 1 5 0 万 5, 0 0 0 円の減額であります。1 5 節工事請負費につきましては、りくべつ鉄道の一歩線ホームの補修工事の確定による 6 万 4, 0 0 0 円の減額、若葉のグラウンドほか防火水槽の補修工事の確定により 3 万 4, 0 0 0 円の減額で、合わせて 9 万 8, 0 0 0 円の減額であります。

次の 2 5 節積立金は、2 億 9, 3 2 0 万 5, 0 0 0 円の補正であります。今回、事業の確定に伴います歳出の減額分、それから、普通地方交付税等の確定に伴う留保額などにつきまして、各基金への積立金としております。内訳につきましては、財政調整基金は 1 億円の補正。ふるさと整備基金は指定寄附 5 件 1 0 0 万円、ふるさと納税 7 7 件の 1 0 0 万円、合わせて 2 0 0 万円の補正。いきいき産業支援基金はふるさと納税 2 1 件 2 8 万円、優良家畜導入支援資金繰上償還の 2 3 頭分 6 8 万 4, 0 0 0 円と上乗せの積み立て 4, 0 0 0 万円、合わせて 4, 7 1 2 万円の補正。ふるさと銀河線跡地活用振興基金は、ふるさと納税分 3 3 件分 4 6 万 5, 0 0 0 円の補正であります。町有林整備基金はふるさと納税 1 6 件分 2 0 万円、上乗せの積み立てとして 7 0 6 万 9, 0 0 0 円、合わせて 7 2 6 万 9, 0 0 0 円の補正。地域福祉基金はふるさと納税 1 2 件分 3 1 万円、上乗せの積み立てとして 6, 0 0 0 万円、合わせて 6, 0 3 1 万円の補正。公共施設等維持

管理基金は、上乘せの積立金としまして4,580万1,000円の補正であります。給食センター管理運営基金は、ふるさと納税16件分24万円、上乘せの積み立て金で3,000万円、合わせて3,024万円の補正であります。

続きまして、6目町有林野管理費257万3,000円の減額補正であります。12節役務費は、造林単独事業の20万6,000円の減額と森林環境保全整備事業で215万5,000円の減額、森林災害保険11万円の減額、合わせて247万1,000円の減額はいずれも事業の確定に伴う減額であります。

議案説明書、資料ナンバー6に町有林管理事業収支一覧表がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思えます。

14節使用料及び賃借料は、作業路整備に係る重機の借上料の確定に伴う10万2,000円の減額。

次に、7目の企画費641万7,000円の減額補正であります。4節共済費8万8,000円、7節賃金6万5,000円は、移住産業研修センター調理員の勤務日数の増の見込みによります補正であります。

次のページです。

8節報償費は、謝礼金3万円と記念品5万円合わせて8万円の減額であります。9節旅費、普通旅費15万7,000円の減額、14節使用料及び賃借料の駐車場使用料1万5,000円の減額、有料道路通行料5万円の減額、合わせて6万5,000円の減額は、日本ハムファイターズ応援大使事業等の事業の確定に寄ります減額であります。

戻っていただきまして、13節委託料についてですが、こちらはふるさと納税業務で34万2,000円の見込みの減であります。19節負担金補助及び交付金577万6,000円の減額につきましては、まず負担金の通学定期差額補助事業で118万円の減額。補助金の移住定住促進住宅建設等補助292万8,000円の減額。まちづくり事業で160万9,000円の減額につきましては、確定見込みによります減額であります。交付金のラコーム市姉妹友好提携交流事業につきましては、6名の方が昨年7月24日から28日までの4泊5日で来町されまして、そのときの交流経費であります。確定による5万9,000円の減額であります。24節投資及び出資金は、官民連携の新会社設立に係る出資金でありまして、町の出資額が485万円となり確定しましたので、残額15万円を減額するものであります。

次に、11目の交流センター管理費11節需用費の燃料費であります。燃料代の単価アップ等に伴いまして予算に不足が生じるため、37万8,000円を補正するものであります。

12目銀河の森管理費42万円の補正につきましては、11節需用費、光熱水費は主に電気料で47万5,000円の補正。13節委託料は、銀河の森専用水道施設運営管理業務の確定見込みによる減額の補正であります。

13目地域活性化推進費578万4,000円の減額の補正につきましては、いずれ

も確定または確定見込みによるものであります。4節共済費、社会保険料等120万3,000円と7節賃金380万4,000円、9節旅費普通旅費40万6,000円、11節需用費、消耗品費15万9,000円の減額につきましては、地域おこし協力隊のうち商工支援推進員と酪農支援推進員の応募がなかったことによります減額であります。13節委託料9万9,000円の減額につきましては、ミネラルウォーターの製造業務の確定による2万円の減額であります。

26ページに移ります。

一番上、薬用植物の製品検査の確定によります5万4,000円の減額。看板作製委託については、標柱作製の確定による2万5,000円の減額であります。14節使用料及び賃借料11万3,000円の減額は、薬用植物研究事業における車両等の借上料の確定による減額であります。

次に、2項徴税費1目税務総務費23節の償還金利子及び割引料は、修正申告等の増に伴います町税等の還付金210万8,000円の補正であります。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費の90万円の減額補正であります。13節委託料につきましては、ネットワークプリンターの保守料の確定による1万2,000円の減額、それから住基ネット機器の共同調達業務の確定によります37万1,000円の減額、合わせて38万3,000円の減額であります。19節負担金補助及び交付金51万7,000円減額につきましては、住基ネット機器の公開に係る自治体情報システム協議会の負担金の確定による減額であります。

続きまして、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費2,577万5,000円の減額補正であります。この目では、まずプレミアム付商品券事業の確定見込みによる減額がありまして、当初700件の申請を見込んでおりましたが、135件の申請にとどまる見込みとなっております、7節賃金で臨時事務職員分58万5,000円、11節需用費の消耗品費で4万5,000円、印刷製本費で7万円、12節役務費の通信運搬費郵便料で4万3,000円、口座振込手数料で5万9,000円。

次のページに移りまして、新聞折込手数料で7,000円、19節の負担金補助及び交付金のプレミアム付商品券精算事業で1,412万5,000円の減額でありまして、この事業の合計は1,493万4,000円の減額となります。

また27ページに戻っていただきまして、8節報償費、謝礼金の3万5,000円の減額と、次のページの13節委託料7万2,000円の減額につきましては、手話通訳者、要約筆記者の派遣依頼がなかったことによる減額であります。

27ページの11節需要費の光熱水費につきましてですが、防犯灯の電気料16万2,000円、それから修繕料で防犯灯の修繕料5万2,000円、両方合わせまして需用費総額で32万9,000円の減額であります。12節役務費の医療費審査支払等は支援費の関係でありまして、取り扱い件数の減に伴います4万9,000円の減額。

次に28ページに移っていただきまして、19節負担金補助及び交付金1,635万

5,000円の減額につきましては、社会福祉協議会の補助金の確定見込みによります218万円の減額、遺族会の補助金の確定による5万円の減額、それから先ほど説明しましたプレミアム付商品券の精算事業ということで減額となっております。20節扶助費につきましては、交通費助成は高齢者等のハイヤー利用の増加に伴います16万1,000円の補正。次に、支援費についてであります、地域生活支援事業が利用件数の減によります49万4,000円の減額、障害者介護給付費も利用日数の減によります469万5,000円の減額、障害者訓練等給付費は利用者の増に伴います6万9,000円の補正。相談支援給付費も利用件数の増に伴います20万7,000円の補正であります。

29ページの身体障害者更生医療給付費につきましては、利用人数には変わりはありませんが、医療費が少なくなったことによる126万5,000円の減額。療養介護医療費につきましては、単価の増額改正によります2万7,000円の補正、合計で59万円の減額となっております。

28節の繰出金であります。国民健康保険事業勘定特別会計の繰出金51万4,000円の減額と介護保険事業勘定特別会計への繰出金173万7,000円の減額、合わせて225万1,000円の減額の補正であります。

2目老人福祉費は726万5,000円の減額補正であります。7節賃金は、臨時会后認定調査員の出没时间の減に伴います69万2,000円の減額。8節報償費、謝礼金につきましては、高齢者問題研修会の講演会がありまして講師を依頼したところ、その講師から辞退の申し出がありまして、謝礼金10万円の減額であります。それから、敬老祝い金につきましては、対象者の死亡によります24万円の減額、合わせて34万円の減額補正であります。11節需用費105万3,000円の減額につきましては、消耗品費15万3,000円、食糧費85万円、修繕料5万円の減額。12節役務費は、口座振込手数料の7,000円の減額。13節委託料の施設等管理運営業務6万2,000円の減額につきましては、高齢者福祉施設福寿荘の管理経費の見込みによる減額であります。それから、同じく委託料の施設周辺整備につきましては、ゲートボール場のコートの転圧の予算を組んでおりましたが、建設業協会のボランティアによる実施により4万4,000円の減額であります。

次のページに移りまして、高齢者在宅生活支援事業につきましては、生きがい通所事業の確定見込みによる1万3,000円の減額。施設設備改修は、ことし福寿荘のフラッシュライトを設置したのですが、その設置費の確定に伴います1万1,000円の減額。成年後見制度法人後見支援事業は、社協への委託事業であります、利用者の確定によります42万1,000円の減額。委託料の合計は55万1,000円の減額であります。14節使用料及び賃借料は、老人緊急通報システムの借り上げ台数の確定見込みによる23万3,000円の減額。18節備品購入費につきましては、介護認定等で使用するパソコン2台の購入代金の確定によります18万4,000円の減額でありま

す。次の19節負担金補助及び交付金50万6,000円の減額につきましては、デイサービス運営事業補助金についてであります。利用者の減、それから介護区分ごとの利用者数の変動によりまして178万1,000円の減額であります。一つ飛ばしまして、デイサービスセンターの車両更新事業、これも補助金であります。これは確定によりまして6万3,000円の減額。その上になります介護予防・日常生活支援総合事業運営費、訪問型Aであります。こちらは利用件数の見込み減によりまして介護保険会計で支払われる委託料の減額に伴います133万8,000円の補正であります。

なお、議案説明書、資料ナンバー7にデイサービスの運営事業補助金の資料がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。20節扶助費は、老人福祉施設入所費で利用者の減による369万9,000円の減額でありまして、当初3名入っておりましたが現在1名となっております。

次に、2項児童福祉費1目児童福祉総務費132万8,000円の減額補正であります。7節賃金は、発達支援の臨時指導員の雇用時間数の増の見込みによりまして3万円の補正。20節扶助費は、児童施設等への通所対象者の施設入所によりまして61万9,000円の減額。支援費では、障害者介護給付費の対象児の減によりまして60万3,000円の減額。相談支援給付費につきましては、利用者がなかったことによる13万6,000円全額の減額であります。合わせて135万8,000円の減額補正となっております。

2目児童福祉施設費48万1,000円の減額補正につきましては、7節賃金、臨時保育士の雇用の確定見込みによる41万円の減額。19節負担金補助交付金は、保育所給食費負担金の確定見込みによりまして7万1,000円の減額であります。

○議長（本田 学君） 11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時19分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○副町長（早坂政志君） それでは、予算書32ページから、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費96万円の減額につきましては、21節貸付金医療介護技術職員養成修学資金これは、利用者がなかったことによりまして減額であります。

2目保健衛生施設費25万7,000円の減額補正は、保健センターの計装器更新工事の確定による減額、3目予防費315万8,000円の減額補正につきましては、7節賃金で臨時保健士の雇用がなかったことによりまして12万1,000円の減額。8節報償費は、歯科衛生士の雇用減と歯科医師分を委託料に振りかえたことによりまして32万3,000円の減額であります。9節旅費は、臨時保健師分の費用弁償1万8,000円の減額。12節役務費は、保健事業に係る事務事業の確定による手数料1万7,000円の減額。13節委託料は、各種検診事業で102万9,000円の減額。各種予防接種で43万8,000円の減額、合わせて146万7,000円の減額であります。

議会説明書、資料ナンバー 8 の 1 から 5 に検診等の一覧表がありますので、後ほどごらんください。

1 4 節使用料及び賃借料は、臨時歯科医師のタクシー代で、利用がなかったことによりまして 1 4 万円の減額であります。2 0 節扶助費の 1 0 7 万 2, 0 0 0 円の減額につきましては、確定見込みによる減額であります。妊婦健康診査費 1 1 万 2, 0 0 0 円、インフルエンザワクチン接種費助成 1 4 万 8, 0 0 0 円、特定不妊治療費助成金 7 0 万円の減額、妊婦検診交通費助成は 1 1 万 2, 0 0 0 円の減額であります。

4 目環境衛生費 6 万 4, 0 0 0 円の減額は、1 1 節需用費で実績から予算に不足が見込まれます火葬場の燃料代 5 万 1, 0 0 0 円、同じく電気代で 1 万 7, 0 0 0 円、合わせて 6 万 8, 0 0 0 円の補正。1 3 節委託料は、墓地周辺整備及び清掃業務の確定による 1 3 万 2, 0 0 0 円の減額。

5 目診療所費 2 8 節繰出金は、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の繰出金 4, 9 3 2 万 6, 0 0 0 円の減額の補正であります。

2 項清掃費 1 目清掃総務費 1 9 節負担金補助及び交付金は、十勝圏複合事務組合の汚水処理施設に係る負担金の確定による 2 0 万 1, 0 0 0 円の減額であります。

2 目塵芥処理費 1 5 4 万 7, 0 0 0 円の減額は、1 2 節役務費のくりりんセンターの事業系廃棄物処理手数料の見込みによります 5 2 万 9, 0 0 0 円の減額。

次のページ、同じくごみ手数料の 5 2 万 9, 0 0 0 円の減額であります。1 9 節負担金補助及び交付金では、十勝圏複合事務組合のくりりんセンター最終処分場の運営等に係る負担金の確定による 4 1 万 4, 0 0 0 円の減額と、足寄町に委託しています一般廃棄物処理負担金の確定によります 6 0 万 4, 0 0 0 円の減額、合わせて 1 0 1 万 8, 0 0 0 円の減額であります。

次に、3 項水道費 1 目専用水道費 2 5 万 9, 0 0 0 円の減額であります。小利別地区の専用水道関係の確定による減額でありまして、1 3 節の委託料は、計装機器の保守点検で 5 万 5, 0 0 0 円、水道施設運転管理で 7 万 8, 0 0 0 円、管路移設は 1 号減圧水槽排泥管移設で 4 万 8 0 0 0 円の減額であります。1 8 節備品購入費は、水道メーター機購入の確定による 7 万 8, 0 0 0 円の減額。

2 目水道費 2 8 節繰出金は、簡易水道事業特別会計への繰出金で 2 5 3 万 3, 0 0 0 円の減額の補正であります。

5 款労働費 1 項労働諸費 3 目雇用再生対策費は、1 9 節負担金補助及び交付金で事業者雇用促進支援分の実績によります 1 9 0 万円の減額補正でありまして、こちらは年の途中での採用による雇用月数分が減となったものが原因となっております。

次に、6 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費 1 2 万 7, 0 0 0 円の減額補正ですが、7 節賃金は臨時事務職員の賃金 4 万円の減額であります。9 節旅費は委員の費用弁償の確定見込みによる 6 万 8, 0 0 0 円の減額であります。1 4 節使用料賃借料は、複写機使用料の 1 万 9, 0 0 0 円の減額。

4目畜産業費19節負担金補助及び交付金につきましては、2億327万5,000円の増額の補正であります。

まず、畜産酪農収益力強化整備事業についててありますが、議案説明書、資料ナンバー9をごらんください。これは、陸別町酪農畜産クラスター協議会への補助金となりますが、トمام地区の農業者の家畜飼養管理施設を総事業費5億6,627万7,000円で整備する予定であります、その事業に対しまして、道から2億2,003万円が補助されます。この補助が町の会計を経由することになりますので、歳入歳出同額で予算を計上するというものであります。

予算書のほうに戻っていただきまして、次の家畜糞尿共同処理施設整備事業1,675万5,000円の減額につきましては、バイオガスプラント建設事業の令和元年度分の支出額の確定によるものであります。

次、5目農地費4,908万円の増額の補正につきましては、7節から19節までのトمام地区の道営農地整備事業の5,867万7,000円の増額と、19節の中トمام地区の道営農地整備事業の411万6,000円の減額、陸別地区草地畜産基盤整備事業の548万1,000円の減額となっております。7節賃金15万3,000円。

それから次のページに行きまして、9節旅費7万円、11節需用費15万6,000円、14節使用料及び賃借料19万6,000円、これにつきましてはトمام地区の道営農地整備事業に係る補正予算でありまして、繰越明許となります。17節公有財産購入費につきましては、令和2年度に施行するトمام地区の道営農地整備事業の土地購入の確定による34万3,000円の減額、19節負担金補助交付金4,889万8,000円は、北海道土地改良事業団体連合会への負担金18万2,000円と道営土地改良事業地元負担金につきましては町、負担が事業費の22.5%となります。そのうち5,826万3,000円がトمام地区の道営農地整備事業に係る補正予算でありまして、繰越明許となります。同じく道営土地改良事業地元負担金のうち、411万6,000円の減額が中トمام地区の道営農地整備事業の確定に見込みによる減額となります。合わせて5,414万7,000円であります。それから、農業競争力強化基盤整備事業負担金につきましては、陸別地区の草地畜産基盤整備事業の確定によります548万1,000円の減額で、町の負担は25%となっております。

なお、トمام地区の道営農地整備事業の箇所図が議案説明書ナンバー10にありますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

次に、6目営農用水管理費3,142万9,000円の補正であります。こちらは11節需用費、消耗品費で1万6,000円ですが、第2上陸別地区畑地帯総合整備事業に係る事務費で繰越明許費となります。13節委託料の施設設備保守管理につきましては、上陸別地区と登良利地区の営農用水施設の計装機器保守点検、それから、機械設備分解整備の確定による14万6,000円の減額と、同じく営農用水施設の運転管理委託の確定による28万4,000円の減額、合わせて43万円の減額であります。14

節使用料及び賃借料、複写機使用料の2万1,000円につきましては、第2上陸別地区畑地帯総合整備事業に係る事務費の繰越明許費となります。18節備品購入費で、ここで丸の横で負担金となっておりますが、これは管理用備品の誤りでありますので、訂正をお願いいたします。この備品購入費につきましては、上陸別地区、登良利地区の営農用水施設の水道メーターの購入の確定による18万3,000円の減額であります。19節負担金補助及び交付金3,200万5,000円は、北海道土地改良事業団体連合会への負担金17万3,000円、道営土地改良事業地元負担金は町負担が事業費の27.5%となります第2上陸別地区畑地帯総合整備事業3,183万2,000円の補正でありまして、繰越明許費となります。

議案説明書、資料ナンバー11に第2上陸別地区畑地帯総合整備事業の年度別の実績・計画表がありますので、こちらも後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、7目公共草地管理費38万9,000円の減額につきましては、7節賃金は牧場整備作業員賃金の確定による9万8,000円の減額、11節需用費は、取水設備等の修繕の確定見込みによる29万1,000円の減額。

続きまして、2項林業費1目林業振興費15万円の減額補正につきましては、19節負担金補助及び交付金、森林整備担い手対策推進事業負担金6万7,000円の減額。林業長期就労促進担い手対策事業補助金8万3,000円の減額は、いずれも事業費の確定によります減額の補正であります。

次のページに移っていただきます。

8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費16万5,000円の減額は、13節委託料、道路台帳作成及び修正業務の確定による減額。

2目道路維持費276万9,000円の減額補正は、13節委託料でいずれも確定による減額でありまして、道路維持管理74万2,000円、区画線設置14万1,000円、管渠清掃18万7,000円、路面清掃69万9,000円の減額、合わせて176万9,000円の減額であります。16節原材料費は、道路橋りょう維持材料代ということで確定見込みによります100万円の減額であります。

3目橋りょう維持費697万6,000円の減額補正は、13節委託料で橋りょう長寿命化測量設計の確定によります33万円の減額、15節工事請負費は弥生橋の補修工事の確定によります664万6,000円の減額であります。

5項下水道費1目下水道費28節繰出金は、公共下水道事業特別会計への繰出金297万6,000円の減額の補正であります。

続きまして、9款消防費1項消防費1目消防費150万6,000円の減額補正であります。1節報酬は、消防団員の報酬の確定見込みによります18万8,000円の減額で、団員につきましては定員56名に対しまして現在50名となっております。9節旅費は、団員の費用弁償の確定見込みによる118万3,000円の減額、10節交際費につきましても確定見込みによる減額、19節負担金補助及び交付金につきまして

も、消防団運営活動活性化交付金の確定見込みによる7万5,000円の減額であります。

次のページに移ります。

10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費9節旅費は、教育委員の費用弁償の確定による1万9,000円の減額。

2目事務局費269万6,000円の減額につきましては、13節委託料で下陸別の教員住宅実施設計等の確定による29万4,000円の減額、14節使用料及び賃借料は、研修会等の参加に係る有料道路通行料の確定による1万6,000円の減額、15節工事請負費は、東1条2区の教員住宅建設工事の確定によります174万8,000円の減額と外溝工事の確定によります61万9,000円の減額、合わせて236万7,000円の減額であります。18節備品購入費も新築の教育員住宅用の物置購入費用の確定による1万9,000円の減額。

3目教育振興費47万1,000円の減額につきましては、1節報酬で教育支援員分2万2,000円の補正でありまして、会議開催回数の増に伴う補正であります。4節共済費は、学習支援員の社会保険料の確定見込みによる10万2,000円の補正、7節賃金は学習支援員と学習支援補助員の賃金の確定見込みによる29万3,000円の減額であります。8節報償費は、療育指導に係る謝礼金の単価減に伴う17万9,000円の減額、9節の旅費、費用弁償4,000円につきましては、教育支援委員会の会議の開催回数の増による補正であります。普通旅費は、英語指導助手の旅費の確定見込みによる9万8,000円の減額でありまして、合わせまして9万4,000円の減額であります。13節委託料は、児童健康診断で新入学児の内科健診の確定によります1万2,000円の減額、療育指導者派遣委託の確定による1万7,000円の減額、合わせて2万9,000円の減額であります。

2項小学校費1目学校管理費16万6,000円の補正であります。8節報償費が、歯科検診のために現在池田町から来ていただいております歯科医師への謝礼金の確定による6万円の減額、11節需用費は、小学校の燃料費と電気代が実績から今後の不足が見込まれますので、燃料費で23万3,000円、光熱水費で18万1,000円、合わせて41万4,000円を補正するものであります。13節委託料は、ガラス等の構内清掃の確定による1万円の減額。

次のページに行きまして、各種予防接種は、教員等のインフルエンザ予防接種の確定による2万5,000円の減額、小学校の管理業務の確定による4万9,000円の減額、合わせまして8万4,000円の減額。14節使用料及び賃借料は、複写機使用料の確定見込みによる5万6,000円、車両借上料の確定による4万8,000円の減額で、合わせて10万4,000円の減額であります。

2目教育振興費1,414万5,000円の補正であります。13節委託料についてですが、まず議案説明書、資料ナンバー12をごらんいただきたいと思います。

こちらの資料につきましては、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業でありまして、この事業につきましては、国では初等・中等教育において、ソサエティー5.0という新たな時代を担う人材の育成教育や特別な支援を必要とするなどの、多様な子供たちを誰一人残すことのない一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備するという事で、まずは学校における高速大容量のネットワーク環境の整備を推進するというものであります。

また、この整備事業については、令和元年度中に補助の内定を受けた場合には、下のほうの表にありますように2分の1の国庫補助と補正予算債とで賄うということでありまして、補正予算債は、学校教育施設等整備事業債で100%充当となりまして、この起債の元利償還金には60%の交付税措置があるというものであります。令和5年度までにこの環境を整備することとなりますので、今回の制度を利用して施設の環境整備を行おうとするものであります。予算の計上額は、整備費と事務費を合わせまして小学校で1,447万4,000円、中学校で1,218万5,000円となります。これは繰越明許費となります。

それでは、議案書の42ページにお戻りください。

ただいま説明しましたとおりインターネットの環境整備としまして、小学校で1,447万4,000円の補正とコンピューター機器保守の確定によりまして6万5,000円の減額で、合わせて1,440万9,000円の補正であります。19節負担金補助及び交付金は、小学校の給食費の補助の見込みによる19万8,000円の減額、20節扶助費は、就学援助費の確定見込みによる6万6,000円の減額であります。

次に、3項中学校費1目学校管理費21万1,000円の減額の補正であります。13節委託料は、ガラス等の校内清掃の確定による1万円の減額。各種予防接種は、教員等のインフルエンザ予防接種の確定による3万5,000円、中学校の管理業務確定による7万4,000円の減額で合わせて11万9,000円の減額。14節使用料及び賃借料は、複写機使用の確定見込みによる9万2,000円の減額。

続きまして、2目教育振興費は1,157万5,000円の補正であります。13節委託料につきましては、先ほど議案説明書、資料ナンバー12で説明したとおりでありますので説明は省略させていただきまして、ここにありますようにインターネット環境整備としまして1,218万5,000円の補正、それから、コンピューター機器の保守管理の確定で6万5,000円の減額、合わせて1,212万円の補正であります。19節負担金補助及び交付金につきましては、中学校費の給食費補助金の見込みによる32万円の減額、20節扶助費は、就学援助費の確定見込みによる22万5,000円の減額であります。

次のページに移ります。

4項社会教育費1目社会教育総務費91万5,000円の減額補正であります。7節賃金は、社会教育指導員賃金の確定による4万3,000円の減額。8節報償費の28

万4,000円の減額につきましては、謝礼金の社会教育推進事業の各事業における講師謝礼金の確定による11万8,000円の減額。地域学校共同活動事業に係る謝礼金の確定によります4万6,000円の減額。土曜授業に係る謝礼金の確定による5万円の減額で、合わせまして21万4,000円の減額となっております。それから、成人式の記念品代の確定による7万円の減額であります。9節旅費の8万2,000円の減額につきましては、費用弁償が冒険・体感inとうきょう事業の引率者分の確定によります4万8,000円、普通旅費は地域学校協働活動事業の報告会への不参加による3万4,000円の減額であります。11節需用費につきましては、文化祭開催に係る消耗品の確定で9,000円の減額と、学童保育所の食料費の確定見込みによる8万2,000円の減額、合わせて9万1,000円の減額。14節使用料及び賃借料は、中学生等海外研修における携帯電話借上料の確定による9,000円の減額、19節負担金補助及び交付金40万6,000円の減額はいずれも確定による減額補正で、会議等負担金が2,000円、交付金では成人式記念事業で5万7,000円の減額であります。文化祭開催事業の4万9,000円もの減額、ことぶき学級参加事業1万8,000円の減額、リーダー養成講習会参加事業1万5,000円の減額、冒険体感inとうきょうの実行委員会26万5,000円の減額となっております。

次に、5項保健体育費1目保健体育総務費2万8,000円の減額です。11節需用費印刷製本費は、各事業の記念写真代の未執行による1万8,000円の減額、14節使用料及び賃借料は、移動スキー教室の入場料の確定による1万円の減額。

2目体育施設費38万6,000円の減額につきましては、7節賃金で体育施設の臨時作業員賃金の確定見込みによる15万円の減額、12節役務費は、体育施設のし尿くみ取り料の未執行による6万3,000円の減額、13節委託料は、スケート整備事業の確定による15万円の減額であります。

次のページに移っていただきます。

16節原材料費は、パークゴルフ場の材料購入の確定による2万3,000円の減額。

3目学校給食費135万円の減額の補正であります。4節共済費は、嘱託職員等の賃金の確定見込みによる14万3,000円の減額と7節賃金も同じく確定見込みによる減額でありまして、嘱託職員の賃金で15万8,000円の減額、期末手当で41万8,000円、臨時技手賃金で10万9,000円の減額で、合わせまして68万5,000円の減額であります。12節役務費は、ごみ処理収集方法の変更によりまして21万6,000円を減額しております。13節委託料は、廃棄処理がごみ処理収集方法の変更によりまして8万8,000円の減額、事業系廃棄物処理業務の確定によりまして21万8,000円の減額、合わせて30万6,000円の減額であります。

47ページには、給与費明細書が添付されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で歳出を終わりました、次に歳入の説明に入らせていただきます。

歳入は10ページになります。

1、歳入。

1款町税1項町民税1目個人2節繰越分費は、収納率の向上による66万円の追加補正。

2目法人1節現年課税分は、本年度分のこれまでの調定に基づきまして333万2,000円の追加補正。

2項固定資産税1目固定資産税2節滞納繰越分は、収納率の向上による44万8,000円の補正。

3項軽自動車税1目軽自動車税2節滞納繰越分につきましても、収納率の向上によります10万4,000円の追加の補正であります。

2目環境性能割1節現年課税分は、昨年10月創設の制度でありまして、これは北海道の算定基礎での試算によります17万1,000円の減額であります。

9款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金1節地方特例交付金につきましても、自動車所得税交付金減収分の補填による169万3,000円の補正であります。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税1節地方交付税につきましても、普通地方交付税の確定による現在の留保額1億2,744万6,000円の補正であります。これによりまして、普通地方交付税の予算額は19億5,461万5,000円、特別地方交付税が当初と変わらず1億8,000万円で、合わせまして21億3,461万5,000円となります。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業分担金1節農業費分担金は、農業競争力基盤整備事業の確定による農家分担金分169万3,000円の補正であります。

2項負担金1目民生費負担金1節老人福祉費負担金は、歳出でも説明しておりますが、養護老人ホーム入所者の減による減額の補正であります。

次のページ、13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料1節行政財産使用料につきましても、宇宙地球科学館の総合観測室の電気使用料の実績に伴います増の見込みで37万8,000円の補正。

2項手数料1目総務手数料1節総務手数料は、現地自証明手数料の確定見込みによる8,000円の補正。

続きまして、14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金513万6,000円の減額補正であります。1節社会福祉費負担金は、全て2分の1の負担金であります。金額につきましても記載のとおりでありまして、合計286万5,000円の減額であります。2節児童福祉費負担金の障害者介護給付費負担金も2分の1の負担金で30万1,000円の減額、その次の障害児相談支援費負担金も2分の1で6万7,000円

の減額、それから子供のための教育・保育給付費負担金につきましては、保育児童数の確定によります190万3,000円の減額、合わせまして227万1,000円の減額であります。

次に、2項国庫補助金2目民生費補助金1節社会福祉費補助金393万4,000円の減額につきましては、地域生活支援事業につきましては2分の1の補助で確定見込みによる30万円の減額、プレミアム付商品券事業補助金につきましては100%の補助であります。こちらも確定見込みによる363万4,000円の減額であります。

3目土木費補助金2節住宅費補助金は、新町団地の公営住宅建設等に係る社会資本整備総合交付金の確定見込みによる296万3,000円の減額であります。

次に、4目教育費補助金1,346万2,000円の補正につきましては、歳出で先ほど説明しました繰越明許費となります。公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の2分の1の補助であります。

続きまして、15款道支出金1項道負担金1目民生費負担金312万2,000円の減額の補正につきましては、1節社会福祉費負担金は障害者介護給付費等の支出に係る4分の1の負担金、障害介護給付費負担金117万4,000円の減額。障害者訓練等給付負担金1万7,000円の減額。

次のページに行きまして、障害者自立支援医療費負担金31万円、障害者相談支援費負担金5万2,000円、低所得者保険料軽減負担金1万8,000円の減額で、合わせまして143万3,000円の減額であります。2節児童福祉費負担金の障害者介護給付費負担金も4分の1の負担金で15万1,000円の減額、障害者相談支援負担金も同じく4分の1の負担金で3万3,000円の減額、子供のための教育・保育給付費負担金は保育児童数の確定によります150万5,000円の減額、合わせて168万9,000円の減額であります。

次に、2項道補助金2目民生費補助金17万7,000円の減額補正であります。1節社会福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金は4分の1の補助金、権利擁護人材育成事業補助金につきましても、確定によります27万1,000円の増額で、合わせまして12万1,000円の補正となっております。2節児童福祉費補助金は、保育料軽減支援事業費補助金の対象となります。保育児童数の減によります29万8,000円の減額であります。

3目衛生費補助金1節保健衛生費補助金6万3,000円の減額補正につきましては、対象事業の拡充によります健康増進事業費補助金で12万3,000円の増額、妊産婦安心出産支援事業費補助金も確定によります4万2,000円、風疹抗体検査事業補助金も確定による14万4,000円の減額であります。

4目農林水産業費補助金は2億2,244万7,000円の補正であります。1節農業費補助金は、農業委員会活動促進事業補助金の確定によります185万5,000円の増額。農業競争力基盤強化特別対策事業補助金も確定によります197万5,000円

の減額。次の畜産酪農収益力強化整備事業補助金につきましては、これは繰越明許費事業でありまして、歳出で説明した額と同額2億2,003万円の増額の補正。北海道国有農地等管理処分事業補助金は確定による2万円の減額であります。合計2億1,989万円の増額の補正であります。2節林業費補助金は、森林環境保全整備事業補助金の確定による644万5,000円の減額。これは町有林の釧北ほかの間伐事業につきまして、事業の変更によりまして、次に出てきますが合板等生産性向上促進対策事業補助金に変わりました、この新たな補助金の確定によりまして、こちらが855万2,000円を補正しております。エゾシカ緊急対策事業補助金は地域づくり総合交付金の対象となりまして45万円の補正、合わせて255万7,000円の増額の補正であります。

6目教育費補助金1節教育総務費補助金は、地域学校協働活動事業の確定による23万8,000円の減額です。

次に、3項委託金3目農林水産業費委託金1節農業費委託金1万8,000円の減額補正でありまして、繰越明許費となります第2上陸別地区畑地帯総合整備事業監督等補助委託金で3万7,000円の補正、中陸別地区農道整備特別対策事業監督等補助委託金は、確定による5万5,000円の減額であります。

5目土木費委託金1節土木管理費委託金は、陸別川樋管管理委託金の確定による1万2,000円の補正です。

続きまして16ページ。

16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入2万4,000円の減額補正につきましては、移住促進住宅の利用増による4万円の増。定住促進住宅の入居者の減による36万円の減。移住産業研修センターの入居者増に伴う29万6,000円の増額であります。

2項財産売却収入1目不動産売却収入1節土地売却収入、町有地売却収入958万2,000円の補正につきましては、北海道横断自動車道の整備に係る土地の売り払い3万69.63平米分の売り払い分であります。

議案説明書が資料ナンバー3に位置図がつけてありますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

2目物品売却収入1節生産物売却収入236万5,000円の補正は、町有林管理事業の確定における素材売却分478万9,000円の補正。立木売却分242万4,000円の減額の補正であります。

次に、17款寄附金1項寄附金2目指定寄付金349万5,000円の増額補正であります、1節総務費寄附金は、ふるさと整備資金が指定寄附分5件分100万円、ふるさと納税分77件分100万円、ふるさと銀河線跡地活用等振興資金がふるさと納税分33件分46万5,000円、町有林整備資金がふるさと納税分16件で20万円、合わせて266万5,000円の補正。2節教育費寄附金は、給食センターの管理運営

資金でふるさと納税分16件分で24万円。3節民生費寄附金は、地域福祉資金でふるさと納税分12件分で31万円。5節農林水産業費寄附金は、いきいき産業支援資金でふるさと納税分21件分で28万円の補正であります。

次に、18款繰入金1項基金繰入金5目ふるさと銀河線跡地活用等振興基金繰入金1節ふるさと銀河線跡地活用等振興基金繰入金は、地域交通確保対策事業の確定見込みによる360万円の充当額の減額。

8目公共施設等維持管理基金繰入金1節公共施設等維持管理基金繰入金は、診療所の電子カルテ導入事業の確定による440万円の直診会計の繰出金の充当額の減額であります。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金は4,037万5,000円を補正しまして、前年度繰越額5,037万5,000円の全額の計上であります。

次のページに移ります。

20款諸収入3項貸付金元利収入1目家畜導入貸付金収入につきましては、優良家畜導入貸付金の繰上償還分で23頭分684万円の補正であります。

次に、4項雑入3目雑入1,146万4,000円の減額であります。3節高齢者福祉施設負担金は、福寿荘入居者の負担金で実績見込みによる減額。4節学校給食費等につきましても、確定見込みによる減額。7節雑入1,016万円の減額につきましても、確定または確定見込みによる補正であります。内訳についてはごらんとおりであります。この中で、立木等売却分収益は上利別の分集林造林地の素材売却分です。

それから、19ページにあります移住産業研修センターの賄い負担金は、食事の利用増によります23万5,000円の増となっております。

4目過年度収入1節林業費補助金過年度収入は、森林環境保全整備事業補助金で前年度実施しております準備地ごしらえ分の道補助金の確定による74万4,000円の減額であります。

続きまして、21款町債1項町債1目総務債1節総務債50万円の減額補正は、防災行政無線整備事業の確定による減額。

2目農林水産業債1節農業債6,380万円の増額の補正につきましては、第2上陸別地区畑地帯総合整備事業の繰越明許となる補正予算の計上によります3,180万円の増額。家畜糞尿共同処理施設整備事業の確定による1,680万円の減額。トマム地区農地整備事業の繰越明許費となります補正予算の計上による5,820万円の増額。中斗満地区農地整備事業確定による410万円の減額。中陸別地区農道整備特別対策の事業の確定による10万円の減額。陸別地区草地畜産基盤整備事業の確定による520万円の減額。

次のページに行きまして、3目土木費1節道路橋りょう債、弥生橋改修事業の確定による120万円の減額。4節教育債1,020万円の増額は、1節教育総務債で教員住宅建設事業の確定による290万円の減額。2節学校教育施設整備債は、情報通信ネッ

トワーク環境施設整備事業の小学校分710万円、中学校分600万円、合わせて1,310万円で繰越明許費事業分の補正であります。

以上で歳入を終わりました、次に6ページをお開きください。

予算書6ページは、第2表繰越明許費であります。

6款農林水産業費1項農業費、畜産団体補助事業は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業で2億2,003万円、同じく6款の農林水産業費1項農業費、道営農地整備事業トマム地区6,368万6,000円、同じく6款農林水産業費1項農業費、道営担手畑地帯総合整備事業は第2上陸別地区で3,885万6,000円。

10款教育費2項小学校費、情報通信ネットワーク環境施設整備事業1,447万4,000円、同じく10款教育費3項中学校費、情報通信ネットワーク環境施設整備事業1,218万5,000円であります。

次に予算書7ページ。

第3表債務負担行為補正であります。

追加分でありますけれども、事項、期間、限度額は表のとおりであります。なお、3行目の庁舎警備清掃業務から8ページの陸別町体育施設委託業務までは4月1日に契約をしなければならないために3月中に入札を執行するため、債務負担行為としております。本予算が議決されましたら入札をしたいと思っております。

続きまして8ページになります。

予算書8ページ。

第4表地方債補正であります。

追加分につきましては、本補正予算で新たに計上しました事業となります。記載の目的は、学校教育施設等整備事業で小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業であります。限度額としまして小学校分が710万、中学校分が600万円で、合計1,310万円。起債の方法は、普通貸借または証券発行、利率は4.0%以内、ただし利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法につきましては、借入先の融通条件による。ただし町財政の都合により据え置き期間の短縮もしくは繰上げ償還をすることができるであります。

次に変更分ではありますが、記載の目的、補正前の限度額、利率、それから補正後の限度額、利率を記載しております。

公共事業等では、トマム地区農地整備事業の補正予算分で、限度額は補正前がゼロ円、補正後が5,850万円の増。同じく第2上陸別地区畑地帯総合整備事業も補正予算分で、補正前がゼロ円で補正後が3,850万円の増。中斗満地区農地整備事業は、補正前が3,030万円で補正後が2,620万円で410万円の減。公共事業等の限度額の合計は、補正前が3,030万円、補正後が1億2,320万円で9,290万円の増額であります。

緊急防災・減災対策事業は、防災行政無線整備事業のみでありまして、補正前が2,

500万円、補正後が2,450万円で50万円の減額であります。

次の辺地対策事業も弥生橋改修事業のみでありまして、補正前が1,190万円、補正後が1,070万円で120万円の減額であります。

次に、過疎対策事業であります。家畜糞尿共同処理施設整備事業は、補正前が1億1,860万円で補正後が1億180万円、1,680万円の減。陸別地区草地畜産基盤整備事業は、補正前が3,600万円、補正後が3,080万円で520万円の減。トマム地区農地整備事業は、補正前が4,950万円で補正後が4,920万円で30万円の減。第2上陸別地区畑地帯総合整備事業は、補正前が3,840万円で補正後は3,170万円、670万円の減。中陸別地区農道整備特別対策事業が、補正前が350万円、補正後が340万円で10万円の減。教員住宅建設事業は、補正前が4,160万円、補正後が3,870万円で290万円の減。過疎対策事業の限度額の合計は、補正前が4億1,250万円、補正後が3億8,050万円で3,200万円の減額であります。

なお、補正前、補正後の利率につきましては記載のとおりであります。

以上で、議案第4号を終わります。

○議長（本田 学君） 1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 1時08分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、続きまして議案第5号に移りたいと思います。

補正予算書をごらんください。

議案第5号令和元年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。

歳出から説明したいと思いますので、6ページをお開きください。

6ページ、2、歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費2,521万4,000円の補正であります。13節委託料は、レセプト点検過誤再審請求業務が国保連への委託となったことによる123万2,000円の減額であります。25節積立金は、国民健康保険基金への2,644万6,000円の積み立てでありまして、これまで繰越金として予算計上してきました歳入歳出差し引き額につきまして、道の指導に基づきまして今回から基金に積み立てようとするものであります。

次に、6款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金23節償還金利子及び割引

料は、国保税の還付金で56万2,000円の増額補正であります。主に農業所得の更正に係る還付によるものであります。

3項繰出金1目直営診療施設勘定繰出金28節繰出金は、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計繰出金でありまして、特別調整交付金の算定による2,729万7,000円の補正であります。

以上で歳出を終わりました、次に歳入の説明を行います。4ページをお開きください。

4ページ、1、歳入です。

1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税1節現年課税分につきましては、今年度の調定に基づく1,778万5,000円の補正であります。医療費分が1,228万円分、介護分が48万3,000円、高齢者支援分が502万2,000円の増額の内訳となっております。

3款道支出金1項道負担金1目保険給付費等負担金2節保険給付費等交付金は、特別調整交付金でありまして算定に基づく見込み額の増2,729万7,000円の補正であります。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は51万4,000円の減額。1節保険基盤安定繰入金は確定によります105万8,000円の増額、保険税軽減分が172万7,000円の増額、保険者支援分が66万9,000円の減額であります。2節事務費繰入金は123万2,000円の減額。4節財政安定化支援事業繰入金は確定による34万円の減額であります。

6款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金は850万5,000円。前年度繰越金の全額の計上であります。

以上で議案第5号の説明を終わりました、次に、議案第6号の説明に移ります。

議案第6号令和元年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。7ページをお開きください。

7ページ、2、歳出です。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費は、124万8,000円の減額の補正であります。4節共済費は、社会保険加入の臨時職員が1名ふえたことによります22万

3,000円の補正。7節賃金は、臨時看護師分の実績見込みによる71万7,000円の減額。12節役務費は、臨時看護師の紹介手数料の確定見込みによる81万4,000円の減額。13節委託料は、医療廃棄物収集運搬処分の見込み増によります5万7,000円の増額。同じく事業系廃棄物収集業務の見込み増によります5万6,000円の増額、合わせて11万3,000円の増額であります。18節備品購入費は、電子カルテシステム購入の確定による5万3,000円の減額の補正であります。

次のページに移ります。

2款医業費1項医業費3目医薬品費11節需用費は、入院患者の見込み減によります医薬材料費200万円の減額の補正であります。

以上で歳出終わりました、次に歳入の説明をいたします。

歳入は5ページをお開きください。

1、歳入。

1款診療収入1項入院収入1目国民健康保険診療報酬収入1節現年度は、入院患者の減によります22万2,000円の減額。

2目社会保険診療報酬収入1節現年度も入院患者の減によります9万2,000円減。

3目後期高齢者診療報酬収入1節現年度は、入院患者の増によります391万1,000円の増額の補正であります。

2項外来収入1目国民健康保険診療報酬収入1節現年度は、外来患者の減によります128万8,000円の減額。

3目後期高齢者診療報酬収入1節現年度も同じく外来患者の減によります127万円の減。

4目介護報酬収入1節現年度は、訪問看護等の件数の減によります28万4,000円の減額。

6目その他の診療報酬収入1節現年度も受診者の減によります55万1,000円の減額の補正であります

次の6ページです。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金は、財政対策分で4,187万5,000円の減額。医療機器等整備分で745万1,000円の減額、合わせて4,932万6,000円の減額であります。

2目国保事業勘定特別会計繰入金は、国保会計で説明いたしました特別調整交付金分2,729万7,000円の増額の補正であります。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金は1,849万9,000円を補正しまして、前年度繰越額1,949万9,000円全額の計上であります。

6款諸収入1項雑入1目雑入2節雑入は、実績によりまして社会保険料の個人負担分6万8,000円、テレビ等使用料9,000円、その他医事用の物品等の収入で1,0

000円、合わせて7万8,000円の増額の補正であります。

以上で歳入終わります。

次に4ページをお開きください。

予算書4ページは、第2表債務負担行為であります。

事項、期間、限度額について記載をしております。

診療所清掃等委託業務は376万7,000円、医療事務委託業務は1,585万7,000円、夜間休日警備委託業務は753万8,000円でありまして、この債務負担行為は一般会計でも説明しましたとおり、4月1日での契約のために3月中に入札の執行を予定しております。

以上で議案第6号の説明を終わりました、次に、議案第7号の説明に移ります。

議案第7号令和元年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

それでは、これより事項別明細書により説明いたします。歳出の6ページをお開きください。

6ページ、2、歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は29万円の減額であります。1節報酬は、水道下水道審議会委員の報酬でありまして、会議の開催回数の減によります減額であります。12節役務費は、口座振込み手数料で1万3,000円の増額。13節委託料は、水道台帳整備に係る業務の確定による26万4,000円の減額であります。

2款施設費1項施設管理費1目施設維持費124万3,000円の減額につきましては、13節委託料で76万7,000円の減額。計装機器保守点検等の業務の確定見込みによる2万3,000円の減額。施設設備改修は、陸別排水池の非常用電源切りかえ機の設置業務の確定による5万7,000円の減額。水道施設運転管理も確定見込みによる51万円の減額。漏水調査はトマム地区水道管漏水調査業務の確定による17万7,000円の減額であります。18節備品購入費は、陸別排水池の非常用電源機購入の確定による47万6,000円の減額です。

なお、8ページに給与費明細書が添付されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で歳出終わりました、次に歳入の説明に移らせていただきます。5ページをお開きください。

5 ページ、1、歳入です。

1 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目水道使用料 1 節水道使用料は、実績による見込み増で 1 0 0 万円の増額の補正であります。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 1 節一般会計繰入金につきましては、財政対策分で 2 5 3 万 3, 0 0 0 円の減額の補正であります。

以上で歳入終わりました、次に、4 ページをごらんください。

予算書 4 ページにつきましては、第 2 表債務負担行為であります。

事項、期間、限度額について記載をしております。

簡易水道施設維持委託業務 8 3 8 万 2, 0 0 0 円でありまして、この債務負担行為は先ほども説明しておりますが 4 月 1 日契約のため、3 月中の入札執行を予定しております。

以上で、議案第 7 号を終わりました、次に議案第 8 号の説明に移ります。

議案第 8 号令和元年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第 2 条、地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第 2 表債務負担行為」による。

それでは、これより事項別明細書により説明いたします。

6 ページ、歳出をお開きください。

2、歳出です。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 1 2 節役務費は、口座振込み手数料で 8, 0 0 0 円の補正であります。

2 款施設費 1 項施設管理費 1 目施設維持費 1 3 7 万 1, 0 0 0 円の減額につきましては、1 1 節需用費の光熱水費、電気料であります。実績により不足が見込まれるため 2 0 万 2, 0 0 0 円を補正するものであります。1 3 節委託料は、浄化センターの維持管理業務の確定による 1 5 7 万 3, 0 0 0 円の減額の補正。

3 款事業費 1 項下水道整備費 1 目下水道建設費につきましては、1 5 節工事請負費で汚水ます設置等付帯工事の確定によります 7 1 万 3, 0 0 0 円の減額の補正であります。

以上で歳出終わりました、次に歳入の説明をさせていただきます。

5 ページをお開きください。

1、歳入。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目下水道使用料は、実績によりまして 9 0 万円の

増額の補正であります。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 1 節一般会計繰入金は、財政対策分で 2 9 7 万 6, 0 0 0 円の減額の補正であります。

以上で歳入終わりました、次に 4 ページをごらんください。

予算書 4 ページは、第 2 表債務負担行為であります。

事項、期間、限度額についての記載であります。

陸別浄化センター維持委託業務 3, 5 1 0 万 1, 0 0 0 円でありまして、この債務負担行為につきましても先ほどまでの説明と同様 4 月 1 日契約のため、3 月中の入札の執行を予定しております。

以上で、議案第 8 号を終わりました、次に議案第 9 号の説明に入ります。

議案第 9 号令和元年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

それでは歳出から説明したいと思います。7 ページをお開きください。

7 ページ、2、歳出です。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 1 9 節負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会につきましては、介護報酬改定に伴うシステムの改修に係る負担金でありまして、2 5 万円の補正であります。この改修に当たりましては、3 分の 2 の国庫補助があります。

3 項介護認定審査会費 1 目介護認定審査会費 1 9 節負担金補助及び交付金は、3 町の介護認定審査会の運営費でありまして、確定見込みによりまして 8 万 3, 0 0 0 円の減額であります。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費 1 9 節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス給付費 1, 3 9 7 万円の減額であります。この減の主な要因は訪問介護で 3 名の減、特定施設入居者生活介護で 1 名の減、認知症対応型共同生活介護で 1 名の減など、利用者数の減の見込みによるものであります。

2 目居宅介護サービス計画給付費 1 9 節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス計画給付費 8 3 万 5, 0 0 0 円の減額につきましては、当初見込みより 4 名の利用者の減の見込みによるものであります。

続きまして、8 ページをお開きください。

3 目施設介護サービス給付費 1 9 節負担金補助及び交付金、施設介護サービス給付金 3 5 3 万円の補正につきましては、当初見込みより 4 名の利用者増の見込みによるものであります。

4 目居宅介護福祉用具購入費 1 9 節負担金補助及び交付金、福祉用具購入費 7 万円の

減額は、1人当たりの給付額が上限の9万円未満であったことによるものであります。

5目居宅介護住宅改修費19節負担金補助及び交付金、住宅改修費19万円の減額も1人当たりの給付額が上限の18万円未満でありましたので、減額としております。

次に、2項介護予防サービス等諸費3目介護予防福祉用具購入費19節負担金補助及び交付金、福祉用具購入費20万円の減額。こちらも1人当たりの給付額が上限の9万円未満であったことによるものであります。

4目介護予防住宅改修費19節負担金補助及び交付金、住宅改修費22万円の増額につきましては、当初見込みより2名の利用者増の見込みによるものであります。

次に、4項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費19節負担金補助及び交付金、高額介護サービス費39万円の減額であります。これは当初見込みより2名の利用者減の見込みによるものであります。

6項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費19節負担金補助及び交付金、特定入所者介護サービス費51万円の増額であります。これは当初見込みより2名の利用者増の見込みによるものであります。

3目特定入所者介護予防サービス費19節負担金補助及び交付金、特定入所者介護サービス費2万2,000円の増額につきましては、当初見込みより2名の利用者増の見込みによるものです。

続きまして10ページです。

3款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費1目介護予防・生活支援サービス事業費61万1,000円の減額の補正であります。13節委託料、総合事業委託料は訪問サービスAの委託料で、当初見込みより3名の利用者減でありまして、利用回数も少なかったことから133万8,000円を減額するものであります。19節負担金補助及び交付金、第1号事業給付費は訪問介護、デイサービスともに延べ利用者数が増加したことによる72万7,000円の増額であります。

次に、3項包括的支援事業・任意事業費2目任意事業費72万8,000円の減額であります。13節委託料、任意事業がオレンジセーフティネット事業分がお試し期間ということで支出が不要となりましたので、39万2,000円全額を減額するものであります。20節扶助費、地域生活支援費は、成年後見制度利用報酬の助成分であります。こちらも利用がなかったため33万6,000円全額の減額であります。

次に、4項その他諸費1目審査支払手数料12節役務費、総合事業審査支払手数料につきましては、利用者の増に伴います1,000円の増額補正であります。

以上で歳出を終わります。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。

4ページ、1、歳入です。

歳入につきましては、議案説明書の資料ナンバー13と14に先ほど歳出で計上しました補正予算に対します介護給付費財源充当資料、それから地域支援事業財源充当資料

がありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

予算書4ページから説明いたします。

1款介護保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料1節現年度分は、確定見込みによる普通徴収保険料75万1,000円の減額、特別徴収保険料74万円の減額、合わせて149万1,000円の減額の補正であります。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金1節現年度分、介護給付費負担金254万7,000円の減額につきましては、歳出の介護給付費に係る国の負担分20%、施設分については15%のルール分であります。

2項国庫補助金1目調整交付金1節調整交付金142万5,000円の減額補正は、歳出の介護給付費に係ります7.7%のルール分であります。

2目地域支援事業交付金1節現年度分40万円の減額は、歳出の介護予防・日常生活支援総合事業に係ります20%のルール分11万9,000円の減額と、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業に係ります38.5%のルール分28万1,000円の減額であります。

4目事業費補助金1節事業費補助金、システム改修事業補助金につきましては、介護保険報酬の改定に伴うシステム改修に係る3分の2の補助金の確定見込みによる16万6,000円の増額の補正であります。

3款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金1節現年度分、介護給付費負担金136万9,000円の減額補正は、歳出の介護給付費に係るルール分12.5%、施設分が17.5%分であります。

2項道補助金1目地域支援事業交付金1節現年度分20万円の減額補正は、歳出の介護予防・日常生活支援総合事業に係る12.5%のルール分6万円の減額。介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業に係る19.25%のルール分14万円の減額であります。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金1節現年度分、介護給付費交付金312万4,000円の減額は、歳出の介護給付費に係るルール分27%分であります。

2目地域支援事業支援交付金1節現年度分12万8,000円の減額は、地域支援事業に係る27%のルール分であります。

次のページに移ります。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金173万7,000円の減額の補正であります。1節介護給付費繰入金、介護給付費分146万6,000円の減額は、歳出の介護給付費に係るルール分12.5%分。1節事務費繰入金は1,000円の補正。

3節地域支援事業繰入金19万9,000円の減額は、歳出の介護予防・日常生活支援総合事業に係る12.5%のルール分5万9,000円の減額と介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業に係る19.25%のルール分14万円の減額です。4節

低所得者保険料軽減繰入金は、対象者の減によります7万3,000円の減額であります。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金1節介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費等の減額によります基金繰入金を15万6,000円減額補正するものであります。

8款諸収入3項雑入4目雑入1節雑入は、総合事業利用者の減によります利用者負担金13万3,000円の減額の補正であります。

以上で、議案第4号から議案第9号までの説明を終わります。以後、御質問によってお答えをしてみたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、議案第4号令和元年度陸別町一般会計補正予算（第8号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は21ページからを参照してください。

1款議会費21ページから、2款総務費27ページ上段まで。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 22ページ、2款総務費1項総務管理費5目財産管理費13節委託料で、地籍図修正で133万6,000円の減額についてであります。この当初予算額274万4,000円と認識しているわけでありまして、今回の補正で133万6,000円減額したということは、半分程度で事業が完了したと、先ほど完了したという説明があったのですが、そういうふうな理解でよろしいでしょうか。

○町民課長（棟方勝則君） 地籍図修正はその年の筆数、いわゆる地番分割だとかの分の筆数の数によって価格が決まりますので、昨年度以前は高速道路等でかなり分筆がありましたので、それが落ち着いたということで、件数減りましたので金額も落ちましたということであります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、3款民生費27ページ上段から、4款衛生費34ページまで。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 30ページの3款民生費1項社会福祉費2目老人福祉費の19節負担金補助及び交付金で、介護予防・日常生活支援総合事業運営事業で133万8,000円の増額、これについてであります。この事業の当初予算額が404万8,000円であったと記憶しております。これは説明ありましたように、訪問型サービスAの事業ということでありまして、介護保険事業特別会計の地域支援事業と関係するわけですが、今回の補正における増額については利用者が減ったということで、それ

に対応した措置というような説明でありました。特別会計の地域支援事業、これの当初予算額6人で175万5,000円であったわけであります。この3款の当初予算額404万8,000円を合わせますと580万3,000円ということになるわけでありますが、これは事業を維持するために、事業をキープするために介護保険で減ったものは3款のほうで補うと、そういう形でやっていると、そのような理解でよろしいですか。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） ただいまの御質問であります、議員お見込みのとおり介護保険側で出ている委託料が事業所側としては介護報酬という位置づけになります、その分利用者が当初6人で見ていたところ現在3人程度ということと、6人で1日、月から金曜日まで2人ずつ利用ということで見えておりましたので、現在は三、四人のところ、1日ごと、毎日1人、2人ではなく、月水金に1人とか、曜日によって人数が違いますけれども、1人のときもあればゼロの曜日もあるということで、総体の利用者が減りました。それで総体の利用者が減ったために、介護の委託料が減ることになりますけれども、その委託料を当初訪問Aをやるときに事業を維持するということもありまして、運営費に係る補助を一般会計の補助金でみるというルールにしておりますので、そのための補正でございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいまの答弁の内容は理解できるところであります。

先ほど歳入のほうの利用者負担金にみましても、大きく減少しておりますので、相当利用者が減ったのだらうなというのは想像がつくところであります。

それと、この支援総合事業につきましては、通所系の事業もあるのだらうと思えます。それに関してもやはり要支援1、要支援2の利用者の動きを見ましたら増減があると思うのですが、その部分の調整についてはデイサービス運営事業費で調整しているのかとそう思うわけでありますが、そのような認識でよろしいでしょうか。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 議員お見込みのとおりであります。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に5款労働費35ページから、6款農林水産業費38ページ上段まで。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 36ページ、6款農林水産業費5目農地費19節負担金及び交付金、道営土地改良事業についてお伺いいたします。

この説明書を見ましたら、令和元年度から施工に入っております。そういうことで多分現在工区を分けながら農道工について施工されていると思いますが、ここの場所がで

きましたら何カ年で計画されているのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 道営事業におきましてトマム地区ということで、この事業につきましては旧中斗満小学校のあります交差点から国道242号線までの間の事業工区としておりまして、事業着手自体は平成28年から始まっているのですが、調査、設計等含めまして、今年度からようやく工事が始まってきたというようなことです。この事業につきましては、今令和4年度までに完了をとということで事業計画上なっております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、8款土木費38ページ上段から、9款消防費39ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、10款教育費40ページから、最終46ページまで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、歳出全般について行います。

ただし、款を区切ったの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般についての質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、10ページから20ページまでを参照してください。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 16ページです。1、歳入、16款の財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売却収入、その1節の土地売却収入958万2,000円について、まずお伺いいたします。

今回、国が進めている十勝オホーツク自動車道、この高規格道路の建設工事により町有地の売り払いということで説明書の中で理解するところですが、この地籍図を見ましたら約6カ所売り払い処理されております。そこで、高規格によるかぶとの里周辺の町有地については全て売却は完了していると理解いたしますが、これで全部なのかその辺ちょっとお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） 資料3で説明させていただきたいと存じます。

この資料3でちょっと補足説明をさせていただきたいと思います。本線用地という右

下の表の中で上から四つ目、311番地の1という429.42平米がありますが、これは図のほうで示しております311の1というのが、売り払いしたのは実はその数字の入っているところではなくて、道道トマム停車場線沿いの細長いところが311の1ということになります。それで、御質問の全部終わっているかということですが、この周辺地では終了しております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） ほかに。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今の質問と関連するのですけれども、総体的に3万平米を売り払うということになるのです。ここに今言ったオホーツク道の道路線上でこの土地を使うというふうに理解していいのですか。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） この図で言いますと、除雪ステーション敷地がございますが、その左下のほうに太いといいますか道が分かれた用地になっておりますが、これが本線用地で右上に細く伸びているのがアクセス道路、国道242へのアクセス道路の用地ということになります。太い線が本線です。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時51分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条、繰越明許費の補正、第3条、債務負担行為の補正及び第4条、地方債の補正についての質疑を行います。6ページから9ページまでの第2表から第4表を参照してください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 最後に、歳入歳出全般について、質疑を行います。

ただし、歳入歳出双方に関連あるものに限定します。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、歳入歳出両方で補正されておりましたプレミアム付商品券の整理をしたいとそのように思いますので、よろしくお願いいたします。

13ページの歳入の14款で国庫支出金2項国庫補助金2目民生費補助金1節社会福祉補助金で363万4,000円減額、同じく19ページ、20款諸収入4項雑入3目雑入7節雑入で1,130万円の減額。

そして歳出のほうでは、28ページの3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費19節負担金補助及び交付金、ここで1,412万5,000円の減額と、これを整理いたしますと、これは国の消費税増税対策の事業として昨年6月補正予算で計上されていたものでありますが、当初の計画では総事業費1,943万1,000円で、うち事務費補助金193万1,000円を除く1,750万円分の商品券を1,400万円で販売すると、そのような内容だったと記憶しております。先ほど申し上げました金額をそれぞれ減額したということは、計算いたしますと執行率恐らく2割足らずだろうと思えます。これも説明にありましたが町民税均等割世帯、非課税世帯で660人、それから3歳未満の子供40人と合わせて700人、申請主義の取り扱いだろうと思えますが、3歳未満の子供については申請は不要とたしかになっていたと思えます。それにもかかわらず、実績がこのように少ない状況だったというのは特段の理由があるのか、また一つ懸念されるのは、確かにチラシ等も配布されておりましたが、啓発自体が十分であったのかどうかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 今回のプレミアム商品券についての補正の内容については、議員のお見込みのとおりというものであります。

先ほど1点ありました子供の世帯については、申請が不要というよりうちのほうから申請書自体を郵送して対象家庭には送っていると、後は希望する人が申し込むという形でありました。

このプレミアム商品券事業自体がちょっと現実的ではなかったというのは、当初6月のときにも若干お話しましたがけれども、基本的に人数が見込めない。今までの臨時給付金等であれば、申請したら給付金がいただけるという制度でしたけれども、これは1回自分でお金を出さなければならないということがありまして、なかなか見込めなかったということがありまして、予算上は臨時福祉給付金ですとか、冬季生活支援事業だとか、そういうところの人数、実績等勘案し、さらに子供の数で人数を推計して700で5セットですので3,500ということで3,500に500円を掛けて先ほど議員のおっしゃった1,750万円という数字になりました。実際には説明しましたとおり、今商工会でやっているプレミアム商品券との差別化もできないという部分と、手続的にも余りわかりいいものでもないというのがあります。何せ1回お金を出さなければならないということで、皆さんが利用されなかったということの推計をしているところでございます。

回覧等いわゆる周知の関係でございますけれども、町内回覧については3回行っておりまして、新聞広告折込は御存じだと思いますけれども、1月に1回行っております。ホームページについては、当初から載せておりまして周知をしておりますし、広報りくべくに基本的には7月から毎月掲載をして利用を呼びかけたというところでありましてけれども、こういう実態になったというものであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 既に終わったことではありますが、例えばこの25%のプレミアムですから非常にいいわけでありまして、使途の範囲で医療費まで含めている町村も確かにあったわけでありまして、そういう面でいけば、もう少し使い勝手はあったのかなと思うわけでもあります。

それと、もう一つちょっと懸念しておりますのは、事務費補助金も大きく減額になっております。当初の歳出の予算では、臨時事務員職員の賃金、これもみておりました。先ほど減額の補正の賃金で58万5,000円減額になっております。もともとが90万円台ぐらいの予算だったと思いますが、これはどういう雇用形態になっていたかは私も把握しておりませんが、事業に合わせて雇いどめをしたと、そういうことになるわけですか。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 出だしも余り順調ではなかった事業でありますけれども、日々の臨時職員ということで雇用をしております、本人の実態に合わせて午前中勤務だったりだとか、体調の管理もありましたのでそういう利用をしておりましたが、予算的にはマックスで日数7カ月分で見えていたというものでありますけれども、実績として議員のおっしゃる雇用控えが一定程度行われているというものであります。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第4号令和元年度陸別町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第5号令和元年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから6ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第5号令和元年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第6号令和元年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから8ページまでを参照してください。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 次に、第2条、債務負担行為について質疑を行います。4ページの第2表を参照してください。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第6号令和元年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第7号令和元年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから7ページまでを参照してください。ありませんか。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 歳出の関係で、6ページの漏水調査で17万円減額したのですが、前にも、ちょっといつぐらいか忘れましたが、漏水箇所を調べて最終的に漏水を見つけながら補修したということですが、この漏水調査については、この17万円返すけれども今後も続けるというか、そういう場所というか、簡単に言えばメーター供給と、それから実際使用した数字との差はないのかどうかちょっと伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 今、御質問のありました漏水調査等につきましてですが、今年度補正させていただきながら大きな箇所について調査、修繕等を行わせていただきましたが、このことにつきましては来年度以降につきましても引き続き行っていきたいというような考えでおります。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2条、債務負担行為について質疑を行います。

4ページの第2表を参照してください。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第7号令和元年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第8号令和元年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから6ページまでを参照してください。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2条、債務負担行為について質疑を行います。

4ページの第2表を参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第8号令和元年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第9号令和元年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから11ページまでを参照してください。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第9号令和元年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時23分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 令和2年度町政執行方針・令和2年度教育行政執行方針

○議長（本田 学君） 日程第12 町長から令和2年度町政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 令和2年陸別町議会3月定例会の開会に当たり、町政執行について私の所信と諸施策の一端を申し上げ、町議会の皆さん並びに町民の皆さんに町政全般への御理解と御協力をお願い申し上げます。

政府は、消費税増収分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取り組みの継続により、経済再生と財政健全化を両立する予算として、国の令和2年度一般会計予算の規模は、前年度に比較し1兆2,009億円、1.2%増の102兆6,580億円、そのうち歳入における税収は1兆180億円増の63兆5,130億円、公債金は1,043億円減の32兆5,562億円と圧縮され、税収は公債金を昨年度に続き上回り公債依存度は31.7%と前年度に比較して0.5%の減となっております。

ここ最近の内訳は、建設公債が7兆1,100億円、赤字公債が25兆4,462億円であります。

また、歳出における国債費は23兆3,515億円、前年度に比較して1,567億円減少はしたものの、歳出全体の約22.7%を占めており、引き続き大変厳しい状況にあります。なお、地方自治体に直接影響のある地方税、地方交付税等の地方一般財源総額については63兆4,318億円と前年度と比較して7,246億円、1.2%の増となっております。

今後、国の財政政策、金融政策、成長戦略が地方財政にとって景気回復の実感が得られる確かなものとなるよう期待するところであります。

北海道の令和2年度一般会計予算案につきましては、知事選後に政策予算を追加した6月補正後と比較し1.4%減の総額2兆8,201億円であり、歳入における道税収入が6月補正後と比べて1.1%増の6,116億円、地方交付税は0.3%増の6,090億円、道債は7%減の6,657億円となっております。国と同様に非常に厳しい財政状況下での政策展開を行っており、道の実質公債費比率は全国の都道府県で最も高く推移しているなど、今後においても難しい財政運営が続くことが想定されます。

当町におきましては、第6期陸別町総合計画による今後10年間のスタートの年度として計画に掲げております「人と自然が響き合う日本一寒い町りくべつ」の将来像に向かって、着実な施策の取り組みと計画の達成を実現してまいります。

本町の人口減少、少子高齢化は一段と進んでおり、基幹産業である農業及び林業を初め、商工業を含めた全産業において深刻の度合いがより一層増している現状にあります。

人口減少、少子高齢化の課題に対しましては、長期的な視野に立って将来の町のあり方を見出していく過程におきまして、その抑制にはあらゆる施策を講じてまいります。

国内において近年大規模な自然災害が多発していることを念頭に置き、引き続き町民の皆さんが安心して安全に暮らせるよう計画的に施策を推し進めてまいります。

一方で、町の財政運営につきましては、実質単年度収支が平成27年度決算から4年連続でマイナスとなるなど、大変厳しい状況が続いておりますことから、まちづくりと財政健全化を両立させるための施策を講じてまいります。

いま一度、町議会議員の皆さん並びに町民の皆さん、職員ともども知恵と工夫を出し合って大胆な発想の転換を図ってまいりますので、御理解と御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

令和2年度の陸別町予算の総額につきましては、64億3,606万円で前年度当初予算と比較しますと12.41%、7億1,033万円の増額。一般会計では、49億9,724万円で15.86%6億8,422万円の増額となる予算を計上いたしました。

一般会計の地方交付税につきましては、国の地方財政計画等の動向を見極めながら、前年度の予算と比較して4.52%を増額した20億5,800万円を計上いたしました。

臨時財政対策債につきましては、令和元年度当初予算額と比較し11.00%を減額した6,470万円を計上いたしました。

また、今年度は財政調整基金、減債基金、いきいき産業支援基金や公共施設等維持管理基金など6億7852万円を取り崩し、地方債は9億2,970万円を借り入れて収支のバランスを図ったところであります。

なお、一般会計、特別会計の前年度当初予算との比較につきましては、次に記載のとおりとなっております。

令和2年度につきましては、従前より課題としておりました老朽化した建物の改修や車両の更新につきまして、これ以上の先送りには限界があると判断し、それらに係る必要な予算を計上しております。

また、令和2年度までが期限となっている有利な交付税措置のある地方債であります過疎対策事業や緊急自然災害防止対策事業の対象となる小規模治山事業や林道及び町道の整備事業を実施するための予算を計上いたしました。さらに、項目ごとでも説明申し上げますが、各種計画策定に係る委託業務についても必要な経費の予算を計上いたしました。

続きまして、新年度当初予算案に計上いたしました主な事業の概要について、項目ごとに御説明申し上げます。

まず、総務費関係から防災行政無線（愛の鐘）整備事業についてであります。平成28年度から5年計画により順次設備の更新をしてきましたが、最終年である今年度は屋外子極局3基の更新を行います。これによりまして、既存施設の防災行政無線のデジタル化が完了し、全国瞬時警報システムいわゆるJアラートの連携も対応ができることになりましたので、試験放送も年4回実施いたします。

次に、コミュニティーバスについてであります。

今後も委託する事業者との連携を図り、安全第一に継続して運行してまいります。また、これからの環境の変化や町民の皆様のニーズを見極めて、将来のよりよい交通手段のあり方についても広く御意見をいただきながら、研究を進めてまいります。

次に、庁舎等の改修についてであります。

役場庁舎は建築を30年以上経過しており、各設備の老朽化による改修時期を迎えています。しかしながら、一度に改修するには多額の費用が必要となることから、その優先度を勘案して計画的に実施していくことといたします。

今回は、災害時に対策本部及び緊急避難場所となります役場庁舎及びタウンホールの非常用電源設備とタウンホールエアコン設備につきまして、基本設計を行うための必要な予算を計上いたしました。

次に、全国の多くの皆様から御寄附をいただいておりますふるさと納税についてであります。今後も寄附者の善意に対する謝礼として、返礼品に用いる地元の産品などの充実を図り、ふるさと納税の促進を図ってまいります。また、御寄附の際に一旦御指定されました目的基金に積み立て、それぞれの目的に沿って大切に使用させていただきます。

次に、移住定住対策についてであります。

移住交流対策では、長期滞在型移住体験住宅3棟、新たな移住者の受け入れのために移住産業研修センター8戸を確保しており、定住促進対策といたしましては、十勝東部森林管理署所有住宅4戸について、引き続き借り受けることといたしました。

地方創生推進交付金事業につきましては、継続している十勝東北部3町連携事業、とから広域連携事業に加え、新たに北海道十勝地域と東京たいとう・すみだ連携事業と北海道が事業主体となるUIJターン新規就業支援事業に取り組みます。

都市圏からの人材誘致などを目的として実施しております新農林業人材発掘プログラム事業につきましては、一部内容を見直した上で、今年度も継続して実施いたします。

平成29年度から陸別町の定住人口の確保対策として実施しております移住定住促進住宅建設等補助事業につきましても、継続して実施するために必要な経費を計上いたしました。

次に、地域活性化の推進についてであります。

地域経済の活性化と雇用の創出を図るという難しい課題ではありますが、この課題を克服すべく引き続き専門員を配置し、新事業の研究や地域ブランドの開発を進めてまいります。

また、ミネラルウォーター「陸別百恋水」につきましては、新年度は新たに製造せず、平成30年度と令和元年度に製造した在庫2万1,000本を活用し、引き続き陸別町のPR強化と町内外での販売強化を図ってまいります。

薬用植物研究事業につきましては、取り組みを始めてから6年が経過し、一定のデータが蓄積されましたので、陸別薬用植物研究会の協力のもと、より具体的な事業化の可

能性を探るため、一部の品種の実証栽培も行い、調査研究に引き続き取り組んでまいります。

次に、保健福祉関係について申し上げます。

計画期間が令和3年度から令和5年度までとなる第6期陸別町障害福祉計画の策定に取り組んでまいります。

高齢者等交通費助成事業につきましては、高齢者等の外出機会の確保と交通事故の未然防止の一助の思いもあり、引き続き所要の予算を計上いたしました。

また、社会福祉協議会による透析患者の通院に係る移送サービス事業の充実を図るため、新規車両の更新に必要な費用の予算を計上いたしました。

新たな事業としまして、高齢者や障害者の世帯等に対する冬季間の経済的負担を軽減することを目的として、対象となる世帯1世帯に1万円の商品券を支給する冬季生活支援事業に係る必要な予算を計上いたしました。

将来的に独居の高齢者や障害者等の支えとなる成年後見制度の利用支援についても、引き続き推進してまいります。

これからの超高齢化社会、障害者との共生社会において、社会福祉の向上がまちづくりの基本でありますので、よりきめ細やかなサービスを目指してまいります。

防犯灯の改修事業によるLED化につきましては、新町2区の27基について引き続き設置してまいります。

次に、子育て支援についてであります。

当町では、母子手帳交付時点から、そのお子さんが18歳になるまで切れ目のない支援を目指しております。

妊産婦の訪問支援や出産時に支給する出産子育て支援祝い金など多岐にわたる制度につきましては、広く町民の皆さんに知っていただくことが大切でありますので、ホームページに陸別町子育て支援情報の御案内を掲載しております。

育児に関しましては、子育て支援センター、保育料の無償化、保育ママ制度、学童保育所、給食費無料化、子供の医療費の助成によって18歳までの医療費を無料にするなど、これらの制度につきましては引き続き行ってまいります。

平成9年に供用開始の陸別保育所は23年が経過し、近年は暖房設備が不調となっていることから、暖房ボイラー及び床暖の配管について全面的な改修を行うために必要な経費を計上いたしました。

保健事業では、保健指導担当を初め、国保担当や診療所担当の連携によって、当町の特定健診の受診率が2018年度71.3%となりました。これは全道で3位、そして3年連続十勝で一位の記録であります。

これからも町民の皆さんに御理解と御協力いただきながら、引き続き各種検診等の受診率の向上、生活習慣病予防のみならず疾病の早期発見・早期治療につながるよう努め、あらゆる機会を利用して健康についての相談や指導を継続して行ってまいります。

4カ年計画の最終年となります保健センター及び診療所の設備機器の更新や改修につきましては、ろ過器附属ポンプ更新や計装機器の更新を行います。また、排煙窓や排煙装置等の改修につきましても必要な予算を計上いたしました。

次に、墓地整備についてであります。

陸別墓地の昭和49年に整備した1号地の一部の擁壁が土砂による圧力や経年劣化により、近くのお墓に被害が及ぶおそれが生じているため、その補修に係る墓石10件分の移転補償に要する予算を計上いたしました。

次に、塵芥処理用の車両の購入についてであります。

まず、廃棄物中間処理施設として稼働しております下勲祢別のストックヤード内で使用しておりますタイヤショベルが、老朽化による故障のため修繕できず、新規に更新いたします。

現在、町内で集められたごみの一部について、帯広市内のくりりんセンターへの搬入は受託事業者が所有する塵芥収集車で運搬していますが、車両は老朽化しており新車への更新が必要となっております。町内の塵芥収集をこれからも安定的に継続していかなければならないことを踏まえ、このたび町で購入し、受託企業へ貸与しようとするもので、その車両の購入に係る必要な予算を計上いたしました。

次に、平成14年に供用開始しました小利別地区専用水道の機器の更新についてであります。18年が経過しており、長寿命化及び防災・減災のため、計装設備の更新に必要な費用を計上いたしました。なお、この事業は2年度から3カ年で実施する予定です。

次に、労働対策であります。

町単独の緊急雇用対策事業及び地元雇用促進事業につきましては、就労環境の安定を図ることはもとより、全産業において労働者不足が深刻な課題となっていることから、事業所等における雇用を促進させるためにも、引き続き必要な経費を計上いたしました。

次に、基幹産業である農林業についてであります。

酪農畜産業は、競争力強化や労働環境の改善を目的とした経営の効率化を図るために、大規模化が進められてきました。同時に、十勝の最上流域に位置する陸別町として、豊かな自然環境と共生していく中で、循環型の酪農畜産経営を確立していくことが大変重要な課題となっています。

その手段の一つであるバイオガスプラント建設事業につきまして、事業化の可能性を探ってきたところですが、参加農家を中心に原料の確保に一定のめどがつかれましたことから、難しい判断ではありましたが支援を継続する決断に至り、所要の予算を計上いたしました。

また、生産性、収益性の向上を図るため、陸別町酪農畜産クラスター協議会へ継続して支援をいたします。

経営安定のための各種資金利子補給事業、新農業人育成事業などの農業施策及び優良家畜導入支援事業につきましては、引き続き必要な経費を計上いたしました。

農業競争力強化基盤整備事業及び第2上陸別地区道営畑地帯総合整備事業が引き続き実施されるため、応分の負担金について予算を計上いたしました。

また、道営事業につきましては、トマム地区のほか中トマム地区の農地整備事業、中陸別地区農道整備特別対策事業に必要な経費を計上いたしました。

次に、農畜産物加工研修センター関係であります。

鹿肉を活用したしぐれ煮、ジャーキーを初め、低温殺菌牛乳の製造を継続するとともに、新たな地場産品の研究開発を進めてまいります。

次に、林業関係であります。

森林環境譲与税事業につきましては、民有林の森林作業道補修事業や林業担い手対策推進事業に対し助成を行います。植林意欲を促すことによって、山林の荒廃を防ぎ将来の豊かな森づくりへの布石になると考えております。

町有林管理事業につきましては、森林環境保全整備事業において、国有林の分収林は下刈りを行い、町有林では団地ごとに計画を持って植栽、下刈り、間伐、地ごしらえ等を実施するとともに、民有林造林促進事業並びに未来につなぐ森づくり推進事業に引き続き必要な経費を計上いたしました。

また、平成12年に購入し20年が経過しております町有林管理用車両につきまして、老朽化のため新規更新いたします。

森林の保全対策としまして、小規模治山事業を実施するために必要な予算を計上いたしました。

次に、商工業の振興についてであります。

中小企業融資制度預託金、融資制度保証料補給及び利子補給事業につきましては、継続してまいります。

商工会が今年度も実施するプレミアム商品券発行事業につきましては、引き続き20%のプレミアム分を補助することとし、必要な経費を計上いたしました。

また、日産自動車購入助成事業につきましても継続してまいります。

次に、観光の振興についてであります。

第39回しばれフェスティバルは、かつてない悪条件の中、実行委員を初め関係者の皆さんが大変な苦勞を重ねられ、無事に開催されました。改めて敬意と感謝を申し上げます。来年は節目の第40回となりますが、歴史あるイベントの開催に向け、所要の予算を計上いたしました。今後も町民の皆さんの御理解と御協力をお願いいたします。

また、オフロードレース大会や観光協会が主体となって実施されていますふるさと銀河線りくべつ鉄道まつりなど各種イベントにつきましては、継続して実施されますことを関係団体をお願いするとともに、所要の費用を予算計上いたしました。

ふるさと銀河線りくべつ鉄道につきましては、商工会からの要望を踏まえ、駅構外、

金澤踏切から百恋駅間の枕木交換と保線作業車の塗装などに必要な予算を計上いたしました。

次に、銀河の森の振興についてであります。

コテージ村管理事業につきましては、地道な広告やネット予約の導入並びに施設の良質な維持管理が評価され、利用者が増加してきております。引き続き、委託を通して適切な管理運営を行ってまいります。

天文台管理事業につきましては、毎年実施しているオーロラウイーク中の企画でありますカナダイエローナイフからのオーロラ生中継を初め、各種イベントの企画や工夫により、これからも多くの方々に来ていただけるよう努力してまいります。

また、総合観測所を通して関係する名古屋大学、北海道大学、北見工業大学、国立環境研究所、国立極地研究所との社会連携事業により、出前事業などの活動を通して、これからも陸別町の子供たちが自然科学に触れ合う機会をつくってまいります。

消費者対策につきましては、月2回の消費者生活相談窓口を開設し、相談業務を実施しているところであります。消費生活専門相談員には、相談業務のほか広報紙による消費者問題の事例紹介など啓発を行っていただいております。これからも消費生活専門相談員と緊密に連携をとり、消費者問題に対応してまいります。

次に、道路網の整備についてであります。

十勝オホーツク自動車道は、小利別から陸別までの工事が始まっておりますが、現時点で開通時期は明らかになっておりません。陸別・小利別間の早期完成といまだに工事が凍結されている陸別・足寄間の凍結解除に向け、引き続き強く要望してまいります。

主要道道津別陸別線の線形改良工事等につきましては、なかなか進捗していない状況であります。道に対して下陸別、中陸別地区の着工と本路線の早期完成に向けて、引き続き要請活動を行ってまいります。

町道整備についてであります。

町道新町5号通りの改良舗装、町道トナム川沿線の舗装、町道宮下本通り及び町道東1条仲通りの歩道改良工事などに係る経費を計上いたしました。

町道にかかる橋梁につきましては、共和橋及び蹄橋の補修工事を実施いたします。また、陸別橋、紅葉橋の調査設計を行います。

街路灯の改修事業によるLED化につきましては、東1条仲通りの街路等は10基について引き続き設置してまいります。

なお、省エネルギー化のため引き続き公共施設のLED照明への改修、導入もあわせて進めてまいります。

河川改修についてであります。

当町が管理する普通河川上斗満川の護岸補修工事などに必要な経費を計上いたしました。

住宅整備についてであります。

町営住宅改修事業につきましては、第1若葉、第2若葉団地の住宅8戸の給湯器更新工事、つつじが丘団地、共栄団地の構内灯7基のLED化工事を実施いたします。

町営住宅整備事業につきましては、新町団地内集会所の実施設計業務及び造成工事、新町団地X、Y棟2棟8戸の解体工事、新町交流館の解体工事、第2新町団地7棟14戸及び共栄団地3棟12戸の屋根防水及び外壁塗装工事を実施いたします。

消防関係につきましては、平成7年に購入いたしました消防団用消防ポンプ自動車（陸別3号）の老朽化に伴い、車両を更新するとともに、消防の庁舎のオーバースライドシャッターを改修するための必要な経費を計上いたしました。

次に、防災訓練についてであります。

令和2年度は、総合防災訓練を実施いたします。今回は、福祉施設との連携対応訓練をテーマとして、社会福祉法人北勝光生会との共催により、特定非営利活動法人りくべつNPO優愛館を初め、とかち広域消防事務組合、陸別消防団、自治会連合会、北海道警察釧路方面本部、陸上自衛隊第5特科隊、帯広開発建設部ほか、関係機関の御協力をいただきながら実施いたします。なお、実施につきましては、今後調整の上決定してまいります。

また、総合ハザードマップとして、仮称ではありますが陸別防災ブックを作成し、全世帯に配布するために必要な予算を計上いたしました。

教育関係につきましては、教育委員会の意向に基づき、必要な経費を予算計上しております。

教員住宅については、計画的に建てかえを進めておりますが、昭和54年に建設した教員住宅1棟2戸の建てかえに伴う解体及び建設、外溝工事に係る必要な経費を計上いたしました。

英語指導助手招聘事業につきましては、生きた英語を子供たちに伝えることや国際交流事業のさらなる充実を図るため、引き続き所要の経費を計上いたしました。

スクールバス購入事業につきましては、殖産トラリ線に使用しているスクールバスの老朽化のため、新たに現在と同じ29人乗りの小型バスに更新することといたしました。

子育て支援の一環としまして、小学校、中学校の修学旅行費用の一部助成や陸別町奨学資金貸付、学校給食費子育て支援事業は、小学生及び中学生の給食補助につきまして引き続き実施してまいります。

ここで訂正があります。

この先、「また、陸別開拓の……」というところから3行目です。醸成するするとなっていますが、するを一つ削除していただきたいと思っております。まことに申しわけございませんでした。

それでは、続けさせていただきます。

また、陸別会拓の祖であります関寛斎を紹介する紙芝居を通して、子供たちのふるさと愛を醸成するために必要な予算を計上いたしました。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

国民健康保険の運営につきましては、北海道が財政運営の主体となって3年目となります。北海道全体の医療費は、今後伸びると予想されておりますが、安定的な財政運営を持続していくためには、それぞれの市町村において医療費を抑制する努力を継続していかねばなりません。

健康診断の受診率を高めることで、疾病の早期発見・早期治療につながり、結果として医療費の抑制が図られることとなりますので、特定健康診査等の事業について、引き続き所要の予算を計上いたしました。

次に、診療所の運営関係について申し上げます。

国民健康保険関寛斎診療所の運営につきましては、町内唯一の医療機関として町民の皆さんの命を守るという大切な使命を帯びた施設でありますので、今後とも関係職員と対話を重ね、一体となって収支改善とともに安定した医療体制の確立維持に努めてまいります。

また、平成16年に導入しましたX線テレビシステムの老朽化による更新と、待合室にエアコンを設置するための必要な予算を計上いたしました。

次に、簡易水道事業及び公共下水道事業関係について申し上げます。

簡易水道事業につきましては、トマム地区の減圧弁室の一部に水道メーターを設置して、系統ごとの配水流量の適切な管理を図ります。

町道宮下本通りと町道新町5号通りの道路整備に伴う配水管新設、布設替え工事に必要な経費を計上いたしました。

将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画となる経営戦略の策定に必要な経費を計上いたしました。

下水道事業につきましては、平成9年度から供用を開始しており、水洗化率は平成30年度末で91.5%になっております。また、令和元年度に策定いたしました下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、下水道施設の長寿命化を図るため、機械及び電気設備の更新に係る所要の予算を計上いたしました。

介護保険時期関係につきましては、令和3年から令和5年の3年間の第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る経費を計上いたしました。

後期高齢者医療関係につきましても、所要の予算を計上いたしました。

以上が、令和2年度の町政執行に臨む所信と主な施策並びに予算であります。

第6期総合計画に基づき、これからの10年間を着実に歩を進めてまいります。国際情勢や国内助成の変化にも柔軟に対応すべく、計画の細部につきましては見直しも含め、これから先の人口減少や高齢化に加え、公共施設等の老朽化対策などの課題が想定

されますが、安心・安全なまちづくりと持続可能なよりよいまちづくりに主眼を置き、町民の皆さんと一緒に第6期総合計画のテーマであります「人と自然が響きあう日本一寒い町りくべつ」の将来像を抱きながら努力していく所存であります。

議会並びに町民の皆さんの一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げまして、令和2年度の町政執行方針といたします。

○議長（本田 学君） 次に、教育長から令和2年度教育行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 令和2年陸別町議会3月定例会の開会に当たり、教育行政の基本的な考え方と主要な方針について申し上げます。

昨年、元号が平成から令和へ改まり、新時代を迎えました。グローバル化が一層進展する中、陸別町が将来にわたって持続的に発展していくためには、地域を支える人材の育成を担う教育が大変重要な役割を果たすものと考えられます。

小学校においては、新学習指導要領が全面実施となります。予測困難な時代に、一人一人が未来のつくり手となることを目指した新学習指導要領は、学ぶ内容、指導する内容を示すだけでなく、「主体的・対話的で深い学び」という学び方も明らかにし、未来のつくり手となるために必要な資質・能力の育成を目標にしています。

この理念を実現するには、学校、家庭、地域、行政が一体となって、子供たちの成長とともに育んでいくことが大切であります。家庭は温かく、学校は楽しく、地域は明るくを合言葉にして、「陸別の子は陸別で育てる」を主体として、町ぐるみで人材を育む活動につなげ町民誰もが学びあう生涯学習の充実と、本町の恵まれた豊かな自然や地域の資源を生かした教育行政の推進に努めてまいります。

第1に、学校教育の推進であります。

学校教育につきましては、社会で生きる力の育成、豊かな心と健やかな体の育成、学びをつなぐ学校づくりの実現、学びを支える家庭・地域との連携・協働を柱とし、本町の特性を生かした強い学校づくりに取り組んでまいります。

それには、まず市や出生きる力の育成であります。

主体的・対話的で深い学びを実践し、児童生徒に将来必要な資質・能力を身につけさせるとともに、社会の変化に対する教育を推進し、社会的に自立するための力を育ててまいります。

全国学力・学習状況調査などの活用・分析、英語指導助手招聘による小中学校の外国語授業などの充実、特別支援教育における保護者及び関係機関との連携、また専門員の派遣や特別支援補助員などの配置を行い、児童生徒の支援に努めてまいります。

現在、文部科学省ではGIGAスクール構想として、学びの実現に必要な学校のICT環境の整備を進めています。ICT環境を活用した指導は有効な方策であり、将来的には児童生徒一人に1台のパソコン、タブレットなどの端末機器が配備されるものと想

定されますことから、情報通信ネットワーク環境の施設整備に係る経費について、所要の予算を補正予算で計上してまいります。

また、修学旅行費の経費増加に伴う保護者負担の軽減を図るため、小学6年生、中学3年生の修学旅行費に対する一部助成と、安心して学業に専念できる環境づくりを支援するため、奨学資金の貸し付けについて、所要の予算を計上いたしました。

次に、豊かな心と健やかな体の育成であります。

道徳科、ふるさと科による授業と読書活動などを通して、基本的な倫理観や規範意識を身につけさせるとともに、ふるさとへの誇りや愛着、思いやりの心や美しいものに感動する心など、豊かな心を育みます。

また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査との活用や分析により、小中連携による体力向上、健康教育の充実に取り組んでまいります。

いじめの問題につきましては、年2回のアンケート調査などを含め、学校全体で未然防止、早期発見、早期対応に取り組み、子供たちが発するサインを見逃さないきめ細やかな対応に努めてまいります。

フッ化物洗口の実施、インフルエンザの予防などにつきましては、健康面に対する正しい知識と習慣の周知徹底に努めてまいります。

次に、学びをつなぐ学校づくりの実現であります。

昨年度よりスタートしました小中一貫教育につきましては、学力の定着、豊かな人間性と社会性の育成、9年間を見通した一貫性・継続性のある指導、ふるさと教育の充実を、目指す一貫教育の姿と捉え、引き続き推進してまいります。この小中一貫教育を支える役割として、陸別町学校運営協議会、陸別町地域学校協働本部の充実に取り組んでまいります。

令和2年度から新学習指導要領に新たに盛り込まれました小学校5、6年生の外国語科（70時間）、3、4年生の外国語活動（35時間）につきましては、英語指導助手と中学校教諭の活用、週1回の巡回指導教諭の来校などにより取り組んでまいります。

また、プログラミング教育の円滑な導入につきましても、外国語と同様に昨年度から準備をしてまいりましたので、改善を図りながら進めてまいります。

小学校における教科担任制については、英語や体育、音楽など、指導者に高度な知識と技能が求められる教科について、児童の学力や体力向上などに有効な方策として考えられますので、導入に向けて検討を進めてまいります。

小学校と保育所の連携につきましては、小学校に園児を招いての交流や小学校教職員の保育所参加などを実施しており、小学校入学時におけるスムーズな引き継ぎが行えるよう連携の充実に努めてまいります。

土曜授業につきましては、地域人材を活用した授業、ふるさと科授業など、全て公開授業としております。実施内容を学校だより等で伝えるなど、保護者や地域の方にも参加の呼びかけを行っておりますが、ふるさとに対する誇りと愛着を持つ子供たちの育成

に資するものとして、引き続き取り組んでまいります。

次に、信頼される学校づくりであります。

全ての教職員は、毎日真剣に子供たちと向き合い、よりよい学校づくりのために努力しています。しかし、全国、道内においても、ごく一部ですが、毎年不祥事を起こし、教職を去らなければならない人がいます。

教職員の服務規律の保持、徹底につきましては、飲酒運転や体罰、わいせつ行為の根絶など不祥事の未然防止について、毎月定例開催しています校長教頭会議におきまして、指導の徹底に努めてまいります。

信頼される教職員になるためには、一人一人が決意を持って取り組まなければなりません。学校長の経営方針に基づき、個々の授業力の向上を図るとともに、校内における研修や小中一貫教育などの研究活動の充実のほか、十勝教育研修センター研修講座などへの参加、教育局指導主事の指導を受けながら、日々研さんに努力してまいります。

本町の教職員の業務改善につきましては、学校における働き方改革陸別町推進プランに基づき、教職員の長時間労働を改善するため、学校閉庁日や部活動休養日の取り組みなど、施策の効果検証とその改善を図りながら、着実に進めてまいります。

次に、学びを支える家庭・地域との連携協働であります。

子供たちがさまざまな人々とかかわり、多様な経験を重ねながらたくましく成長していくためには、学校教育だけではなく、家庭や地域と連携することが必要であります。

現在、いじめや不登校などのさまざまな課題がありますが、その解決を図るには、学校、家庭、地域、行政との緊密な連携のもと、一丸となって取り組むことが重要であります。家庭学習の習慣化、インターネットやテレビゲームなどに依存しない望ましい生活習慣の定着の見直しに向けて取り組んでまいります。

次に、児童生徒の安全確保についてであります。

登下校時における児童生徒の安全確保につきましては、日ごろの指導を初めとして、春先に実施しております通学路の点検や交通安全教室の開催により、関係機関と連携した推進体制の構築及び指導の徹底を図ってまいります。

また、小学校においては、校区支援ネットワークの取り組みに対し、市街地の全自治会の御理解により、子供たちを地域の大人の目で見守り、各関係機関と情報の共有化を図りながら、安全確保に努め、引き続き登下校時の街頭指導に御協力をいただいております。

防災教育につきましては、毎年各学校において避難訓練などを実施しておりますが、令和2年度は町の総合防災訓練に合わせて、防災学習に取り組むこととしております。

第2に社会教育の推進であります。

社会情勢や経済助成の変化に伴い、ライフスタイルの多様化がますます進む中、誰もが生涯を通じて主体的に学習に取り組み、生きがいに満ちた充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現が求められています。

ライフステージに応じて、「誰でも、いつでも、どこでも、何からでも」学べる機会の提供、関連施設の整備や充実に努めてまいります。

第8期陸別町社会教育計画は最終年度となります。引き続き、本町の恵まれた森林や川、畑、星空、しばれなど、陸別ならではの資源を最大限に利用した生涯学習の実施により、町に対する誇りを持つ人づくりを進めるとともに、第9期陸別町社会教育計画の策定にも取り組んでまいります。

生涯学習の充実につきましては、町民の自主的な学習活動を支援するとともに、学習の成果を生かす機会の充実に取り組んでまいります。また、町民が求めている学習メニューの実施のために、関係機関や関係各課などと連携してニーズの把握に努めてまいります。

また、町民に対しまして、ホームページ、町広報紙、社会教育ニュース「プラザ」などを通じて、生涯学習に関する情報の提供を行い、学習機会の充実に努めます。

これまで公民館では、貸し出し業務やレファレンス業務は管理委託業務の職員が行っております。司書の充実等の人的体制の整備、図書室資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備を推進するため、非常勤ではありますが図書館司書を配置いたします。また、小中学校向けの推薦図書の購入を図り、学校図書室と共有を進め、子供たちがあらゆる機会に自主的に読書活動を行うことができるよう環境整備を図ってまいります。

公民館は建設から37年が経過し、老朽化が進んでおりますので、設備改修の検討を進めてまいります。

中学生等海外研修派遣事業、冒険体感inとうきょう派遣事業につきましては、この体験を通して生きる力が身につく、子供たちの成長に大きく寄与して本町ならではの研修事業でありますので、事業の効果検証を行い、改善を図りながら今後も継続してまいります。

学童保育所につきましては、小学6年生までを対象児童としており、ほぼ定員を満たす35名ほどの入所となっております。夏休み中の開所時における猛暑時などの保育環境の改善のため、冷暖房機器の購入について、所要の予算を計上いたしました。

今後も小学校や保育所と連携しながら、内容の充実に努めてまいります。

高齢者教育につきましては、りくべつことぶき大学を開学しておりますが、平成28年度から令和元年度までの4年間を一区切りとして、63名の第1期生に卒業証書を授与いたしました。令和2年度は第2期生を募集し、見学研修を主体として、外に出る機会やみんなで学ぶ場をふやしていくこととしています。参加者の意向を踏まえながら、内容の充実に努めてまいります。

第3に、文化の振興であります。

芸術や文化活動への意識を高めることは、心の豊かさと潤いをもたらす、活力あふれる地域づくりの基礎となります。

本町では、文化協会加盟団体を中心に文化芸術活動が行われており、陸別町文化祭は

文化団体の発表の場として長く続けられています。人口減少や高齢化などにより、活動の縮小や活動内容の固定化など、活動団体を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、質の高い芸術文化の提供を目的としたふるさと劇場やあかえぞ文藝社による町民文芸誌「あかえぞ」の発刊など、町民による活発な文化活動が進められています。

町民の文化活動の拠点として重要な役割を果たすタウンホールは、建設から30年以上経過し、ホール機材の劣化が進んでおりますので、設備改修の検討を進めてまいります。

第4に、文化財の保護と活用であります。

文化財は、町民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、地域の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担っています。

陸別町の文化財につきましては、関寛齋を初め、国指定史跡ユクエピラチャシ跡、町指定文化財や郷土資料など恵まれた環境にあります。

旧中斗満小学校内の陸別町郷土資料室につきましては、ことぶき大学の移動研修や町民見学会、ふるさと科授業などで活用しておりますが、今後も広く周知し活用してまいります。

関寛齋の検証活動につきましては、関寛翁顕彰会による研究や交流が行われております。この先人が残したすばらしい財産を次世代に継承するため、町民レベルでの活動が活発に行われていますので、引き続き関寛翁顕彰会の活動を支援してまいります。

子供たちを中心に普及することを目的として、関寛齋を題材とした紙芝居を制作するため、所要の予算を計上いたしました。

第5に、スポーツの振興であります。

スポーツは、健康の維持・増進や生きがいづくりに役立つだけでなく、住民同士の交流や地域連帯を深めるため、地域活性化に重要役割を果たしています。

本町では、スポーツ団体が積極的に活動するための支援を行うとともに、ミニバレー、カローリング、フロアーリングなど、誰もが親しむことができる軽スポーツに取り組んでまいりました。

近年、健康や体力づくりに対する関心がますます高まる中、町民のニーズは多様化傾向にあり、生涯にわたって誰もがいつでもスポーツに親しむことができるようにすることが求められています。しかしながら、人口減少の影響により、スポーツ人口も減少傾向であるとともに、スポーツ施設の老朽化も進んでおり、その対策が急務となっています。

スポーツ推進員や体育連盟、スポーツ少年団、さらには保健福祉センターとの連携を図りながら、町民全員が生涯を通じてスポーツや健康づくりに親しめるように、スポーツを楽しむ機会や良好なスポーツ環境を整備するため、スポーツ施設などの計画的な整備や維持管理を推進してまいります。

交流会などで利用されておりますわかばパークゴルフ場のナイター利用につきまして

は、昨年度まで利用できる曜日は限定しておりましたが、今後は利用者が自主管理をすることにより、平日夜間の利用日拡大ができるようにするために、夜間照明スイッチの改修など、所要の予算を計上いたしました。

地域交流、地域振興が目的の一つであり、地域の世代間交流に大きく貢献している町民スポーツレク大会や、スポーツの集いなどの自治会対抗スポーツも内容を見直しながら継続してまいります。

また、スポーツ振興基金運用事業につきましては、引き続き基金積立金を充当し、スポーツ少年団及びスポーツ団体などの活動における全国、全道大会出場者及び各種審判、指導者講習会などに助成してまいります。

第6に、給食と食育であります。

学校給食は、子供たちの適切な栄養の摂取や健康の保持増進とともに、食に関する正しい理解を深めるために提供されています。給食は、望ましいエネルギー量やその他の栄養素の量が学校給食摂取基準で定められているほか、衛生面に関しても学校給食衛生管理基準で厳しく管理されています。

給食の内容としては、地域の食材なども活用しながら、成長に必要な栄養バランスと食の経験を得ることができる多種多様な献立を作成し、おいしく楽しい給食を提供してまいります。また、食物アレルギーを持つ子供たちへは、面談などを通して可能な範囲で個々の対応を行ってまいります。

子供たちに対する食育としては、授業や収穫体験などを通し、食に関する興味を深める取り組みを進め、食の大切さや感謝の気持ちが育つよう推進してまいります。

保護者や地域に対する食育としても、主に給食だよりを通じて給食及び食事についても情報提供を行ってまいります。また、地域の方に対しても、給食の試食会などを実施してまいります。

本町の給食事業は、平成27年度に開始いたしました。事業開始から5年間は給食の値上げをせずに運営をしてまいりましたが、近年の物価上昇や消費税増税など、経費の負担が多大となっておりますことから、給食業務の円滑な運営を図るため、給食費を約5%値上げするための所要の予算を計上いたしました。

第7に、教育施設等環境整備であります。

令和2年における主な環境整備は次のとおりであります。それぞれ所要の予算を計上いたしました。

教育員住宅関係、教育住宅新築1棟2戸（解体2棟2戸）。

スクールバス関係、車両購入29人乗りバス。

学校整備関係、小学校多目的室（学童保育所）用冷暖房機購入。小学校軒天改修工事。

コンピューター整備関係、小中学校コンピューター整備事業（サーバ等の更新）。

公民館関係、公民館玄関前階段手すり設置工事。

体育館施設維持管理関係、町民運動場トイレ照明自動化設備改修。わかばパークゴルフ場夜間照明スイッチ改修。

これからも学校、家庭、地域や各関係機関との連携を深め、職員一丸となって現状に立ちどまらない積極的な教育行政を推進し、町民の負託に応えるよう努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（本田 学君） 以上で、令和2年度町政執行方針並びに教育行政執行方針を終わります。

本執行方針に係る一般質問の追加は、本日午後5時までに提出してください。

◎散会宣告

○議長（本田 学君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 3時23分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員

